

第7期東御市障がい福祉計画(素案)
第3期東御市障がい児福祉計画(素案)

計画期間:令和6年度～令和8年度

東御市

目 次

序章

1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1章 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 第7期障がい福祉計画 アンケート調査等から見た課題

1. 住み慣れた地域で生活を継続するための支援・・・・・・・・ 11
2. 就労支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 相談支援・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 第7期障がい福祉計画

障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標

- 【成果目標1】施設入所者の地域生活への移行・・・・・・・・ 17
- 【成果目標2】精神障がい者にも対応した
地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 18
- 【成果目標3】地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 【成果目標4】福祉施設からの一般就労への移行等・・・・・・・・ 23
- 【成果目標5】相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・ 26
- 【成果目標6】障がい福祉サービス等の質を向上させるための
取組みに係る体制の構築・・・・・・・・ 29

第4章 第7期障がい福祉計画

各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

1. 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策・・・・・・・・ 31
2. 地域生活支援事業の見込量及び確保方策・・・・・・・・ 42

第5章 第3期障がい児福祉計画 アンケート調査等から見た課題

1. サービス提供時間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
2. 相談支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第6章 第3期障がい児福祉計画

障がい児支援の提供体制に係る成果目標

- 【成果目標1】 児童発達支援センターの設置及び
保育所等訪問支援の充実・・・ 57
- 【成果目標2】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所
及び放課後デイサービス事業所の確保・・・・・・ 59
- 【成果目標3】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
及び医療的ケア児等コーディネーターの配置・・・ 60

第7章 第3期障がい児福祉計画

各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

- 1. 障がい児通所支援等の見込量及び確保方策・・・・・・ 62
- 2. 発達障がい者等に対する・・・・・・ 65
- 3. 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握
及びその提供体制の整備・・・・ 67

巻末資料

- 1. 東御市障害者総合支援協議会設置要綱・・・・・・ 68
- 2. 東御市障害者総合支援協議会委員名簿・・・・・・ 70
- 3. 障がい者向けアンケート調査集計結果・・・・・・ 71
- 4. 障がい児向けアンケート調査集計結果・・・・・・ 77
- 5. 障がい者団体からの意見聴取・・・・・・ 81
- 6. 障がい児親の会からの意見聴取・・・・・・ 83
- 7. 障がい福祉サービス・障がい児通所サービス事業所からの意見聴取 84

序章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

近年、人口構造の変化を背景に、家族の在り方やライフスタイルが多様化し、障がいのある方を取り巻く環境が大きく変化している中、本市では、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく生活することができる共生社会の実現に向けて、関係機関との連携体制の構築やサービス提供体制の整備を進めてきたところです。

国においては、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする「第5次障害者基本計画」が策定され、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。また、難病患者も障がい者の定義に位置づけられ、障がい福祉サービスを受けることができるようになりました。

その後、平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

本市においては、これらの障がいのある方を取り巻く環境の変化に対応するため、令和2年3月に「第4次東御市障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）と「第6期東御市障がい福祉計画」及び「第2期東御市障がい児福祉計画」を策定し、多様化かつ増加傾向にある障がい者ニーズに対応した総合的な福祉施策の推進を図ってきたところです。

今回、現行の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画が令和5年度で最終年度を迎えることから計画の見直しを行うとともに令和6年度から令和8年度までを新たな計画期間として策定するものです。

2. 計画策定の根拠・位置づけ

(1) 「第7期東御市障がい福祉計画」は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条に、「第3期東御市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20及に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、障がい福祉サービス等の確保に関する計画です。

これらと現行の「第4次東御市障がい者計画」とを総称して、「東御市総合障がい計画」としています。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

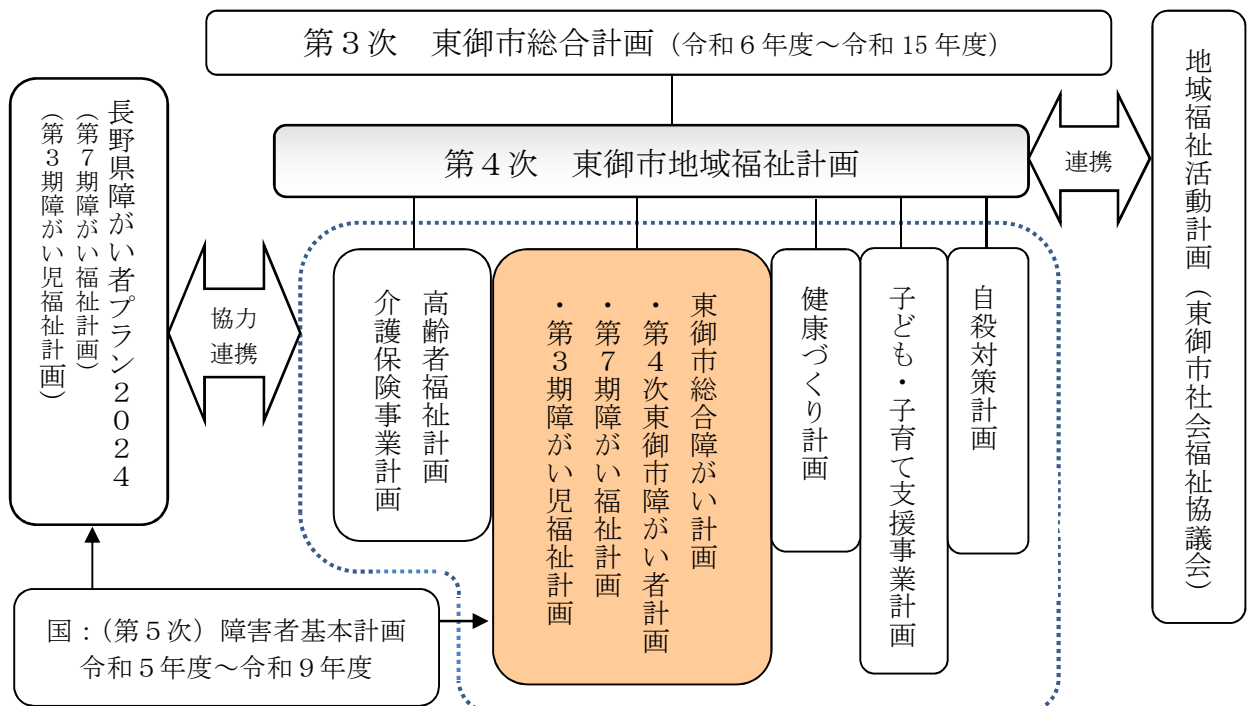
第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○児童福祉法(抄)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

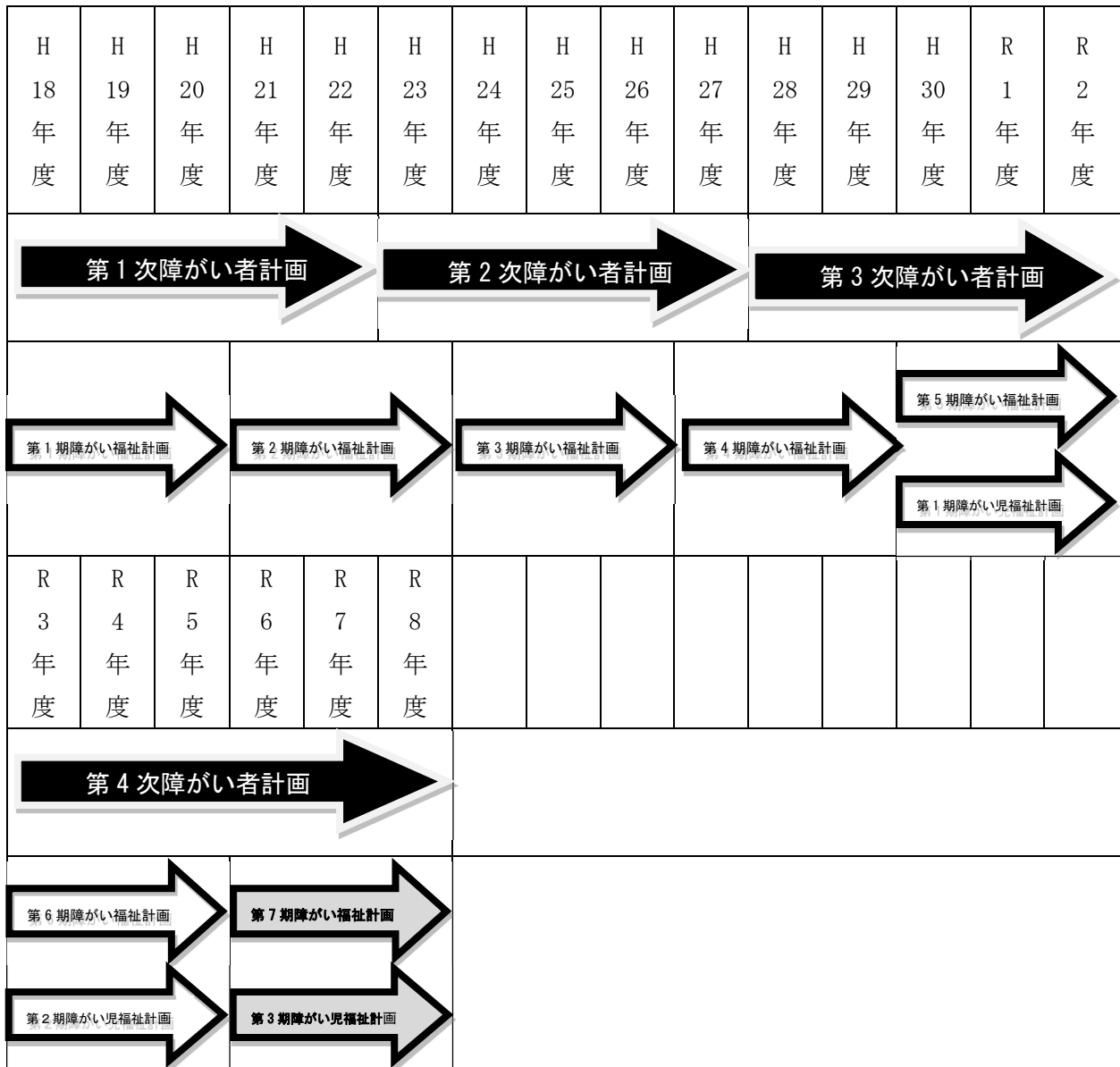
(2) 「東御市総合障がい計画」は「第3次東御市総合計画」を上位計画として位置付けています。

また、「東御市地域福祉計画」と連動させるとともに、「東御市高齢者福祉計画」、「東御市介護保険事業計画」及び「東御市健康づくり計画」等との調和・整合を図って策定します。



3. 計画の期間

「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の目標値を設定し策定します。



4. 計画策定の経緯

この計画の策定に当たっては、障がい者・児やその関係団体、また、福祉関係者等の幅広い皆様からの意見聴取とニーズの把握を行いました。

(1) 東御市障害者総合支援協議会の開催

障がい者・児団体、福祉関係者、教育関係者など、各分野の代表者 14 名で構成する「東御市障害者総合支援協議会」において計画案を審議し、その意見を踏まえた上で計画を策定しました。

(2) 障がい者団体及び障がい福祉サービス事業所との意見交換会の開催

計画の策定にあたり、障がい者団体（7 団体）、障がい福祉サービス事業所（7 事業所）、児童通所サービス事業所（3 事業所）の皆様と福祉サービスの現状や課題等について意見交換を行いました。

(3) アンケート調査の実施

①障がい者	令和5年6月2日～6月23日
②障がい児	令和5年6月21日～7月9日

障がい者・児の方を対象に、障がい福祉サービスに関すること、日常生活に関すること等のアンケート調査を実施しました。

①障がい者（在宅で生活をしている 18 歳～64 歳の各種障がい手帳所持者）

【送付者数：664 人 回答者数：242 人 回収率：36.4%】

②障がい児（特別児童扶養手当受給者）

【送付者数：156 人 回答者数：50 人 回収率：32.1 %】

(4) パブリックコメントの実施（期間：令和5年12月～令和6年1月）

計画の原案をホームページや公共施設の行政資料コーナーなどで公開することにより、幅広く市民の皆様の意見や提案をお聴きし、計画策定過程の透明性を図るとともに、広く意見の収集に努めました。

5. 障がい者の状況

(1) 障がい者全体の状況

(単位:人)

比較項目	R2. 4. 1 現在	R5. 4. 1 現在	増減
総人口	29,945	29,412	△533
うち高齢者 (65歳以上)	9,306	9,491	185
高齢者の 占める割合	31.1%	32.3%	1.2%
障がい者手帳 所有者数	1,818	1,894	76
うち高齢者 (65歳以上)	1,042	1,042	0
高齢者の 占める割合	57.3%	55.0%	△2.3%

(住民基本台帳及び障がい者統計より)

令和2年から令和5年までの3年間で、総人口が500人余り減少したものの、障がい者手帳所有者数は、特に、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所有者の増加に伴い76人の増加となり、総人口に占める障がい者手帳所有割合は上昇しています。

また、障がい者に占める65歳以上の高齢者数は、55.0%であり2.3%減少しましたが、依然として高い割合にあります。

(2) 身体障害者手帳所有者数及び等級別年齢別人数

(単位：人)

障がい等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H29.3.31 現在 ^㉔	245	174	282	367	112	107	1,287
R2.3.31 現在	262	168	243	345	97	92	1,207
R5.3.31 現在 ^㉕	250	187	238	320	88	83	1,166
増 減 ^㉕ — ^㉔	5	13	△44	△47	△24	△24	△121
18歳未満	1	0	1	2	1	3	8
18歳～64歳	68	38	34	50	33	10	233
65歳以上	181	149	203	268	54	70	925

(障がい者統計より、年齢別人数は R5.3.31 現在)

平成 29 年から令和 5 年までに 121 人減少しています。年齢別で見ると、65 歳以上の高齢者が全体の約 8 割を占めており、身体障がい者の高齢化も顕著となっています。また、重度の 1 級・2 級は増加傾向であり、3 級から 6 級は減少しています。

(3) 療育手帳所有者数(重症心身障害者含む) 及び等級別年齢別人数

(単位：人)

障がい等級	A1	A2	B1	B2	計
H29.3.31 現在 ^㉔	69	4	79	94	246
R2.3.31 現在 ^㉕	71	2	88	111	272
R5.3.31 現在 ^㉕	74	1	102	135	312
増 減 ^㉕ — ^㉔	5	△3	23	41	66
18歳未満	14	0	20	32	66
18歳～64歳	55	0	67	95	217
65歳以上	5	1	15	8	29

(障がい者統計より、年齢別人数は R5.3.31 現在)

平成 29 年から令和 5 年までに 66 人増加しています。等級別で見ると B1 と B2 の手帳所持者が 64 人増加しており、全体の約 75%を占めています。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所有者数及び等級別年齢別人数

(単位：人)

障がい等級	1 級	2 級	3 級	計
H29.3.31 現在 [㉠]	132	128	23	283
R2.3.31 現在	158	154	27	339
R5.3.31 現在 [㉡]	182	202	32	416
増 減 [㉡] — [㉠]	50	74	9	133
18 歳未満	1	6	1	8
18 歳～64 歳	132	162	26	320
65 歳以上	49	34	5	88

(障がい者統計より、年齢別人数は R5.3.31 現在)

精神障がいに係る手帳の所有者数は、平成 29 年から令和 5 年までに 133 人増加しており、約 1.5 倍増加しています。特に、昨今の経済情勢や社会環境などの急激な変化が影響し、高い増加率を示しています。等級別でみると 1 級と 2 級の手帳所持者が 124 人増加しており、全体の約 90%を占めています。

(5) 自立支援医療（精神通院公費）受給者数

(単位：人)

	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	計
H29.3.31 現在 [㉠]	21	352	85	458
R2.3.31 現在	21	398	111	530
R5.3.31 現在 [㉡]	13	487	119	619
増 減 [㉡] — [㉠]	△8	135	34	161

自立支援医療（精神通院公費）受給者数は、平成 29 年から令和 5 年までに 161 人増加しており、約 1.4 倍の増加となっています。これは現代社会における生活環境や社会状況の変化等により、個人に対する精神的なストレスの増大が要因のひとつであると言われています。

(6) 発達障がいの診断を受けた児童、生徒数

(単位：人)

	就学前 0～5歳	小学生 6～11歳	中学生 12～14歳	高校生 15～17歳	高校 卒業生 18歳～19歳	計
H29. 10. 31 現在 [㉠]	8	52	21	18	10	109
R2. 10. 31 現在	10	39	37	24	9	119
R5. 3. 31 現在 [㉡]	7	67	37	39	13	163
増 減 [㉢] — [㉠]	△1	15	16	21	3	54

(特別児童扶養手当受給者統計より R5. 3. 31 現在)

(7) 特別支援学級の児童、生徒数

(単位：人)

	小学校	中学校	計
知的障がい学級	33	15	48
情緒障がい学級	49	41	90
計	82	56	138

(教育委員会統計より R5. 3. 31 現在)

発達障がいの診断を受けた児童、生徒数は、平成 29 年 10 月から令和 5 年 3 月までの間で約 1.5 倍増加しており、なかでも小学生から高校生の児童が非常に多くみられています。全体的には、発達障がいに対する理解の高まりや、早期発見や支援体制等の環境が整備されてきたことが増加の要因の一つだと考えられます。

第1章 計画の基本理念

(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

国が定めた次の7つの基本理念に準じ、市における障がい者・児の状況等を踏まえて、その推進を図ります。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がい福祉サービス及び障がい児支援等の提供体制の整備を進めます。

2. 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスや障がい児支援等を受けることができるよう、市を実施主体の基本とし、障がい福祉サービスの対象者に必要な情報を提供するとともに、保健や医療のサービスと連携し、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施及び幼児期から高齢期まで切れ目のない支援ができる体制の構築を目指します。

3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等における課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域におけるインフォーマルな支援も含め、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない貫いた支援を提供し、さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進します。

6. 障がい福祉人材の確保・定着

将来に渡り安定的に様々な障がい福祉サービスを提供していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修等の実施や多職種間の連携を推進し、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることについて周知・広報に努めます。

7. 障がい者の社会参加を支える取組定着

地域において障がい者等の社会参加を促進するために、障がい福祉サービスや地域におけるインフォーマルな支援の充実を図り、障がい者の多様なニーズに対応できる体制の整備を進めます。

第2章 第7期障がい福祉計画

アンケート調査等から見た課題

18歳～64歳の各種障がい手帳所持者 664人を対象に、令和5年6月2日～6月23日まで実施したアンケート調査及び障がい者団体（5団体）・障がい福祉サービス事業所（7事業所）との意見交換会から、次のような課題が得られました。

【アンケート調査】

アンケート対象者	障がい手帳所持者
アンケート送付者数	664人
アンケート回答数	242人
回答率	36.4%

【障がい者団体】

団体名	実施日
東御市身体障がい者福祉協会	7月4日
東御市聴覚障がい者福祉協会	7月7日
ゆるりの会（視覚障がい者団体）	7月20日
東御市手をつなぐ育成会	7月24日
東御市陽だまりの会（精神障がい者家族会）	6月8日

【障がい福祉サービス事業所】

障がい福祉サービス事業所名	実施日
笑明日	5月17日
岩井屋	5月30日
みまき福祉会	5月31日
ちいさがた福祉会	6月6日
プラスモア	6月12日
リカバリー	6月21日
ひまわりの丘	6月23日

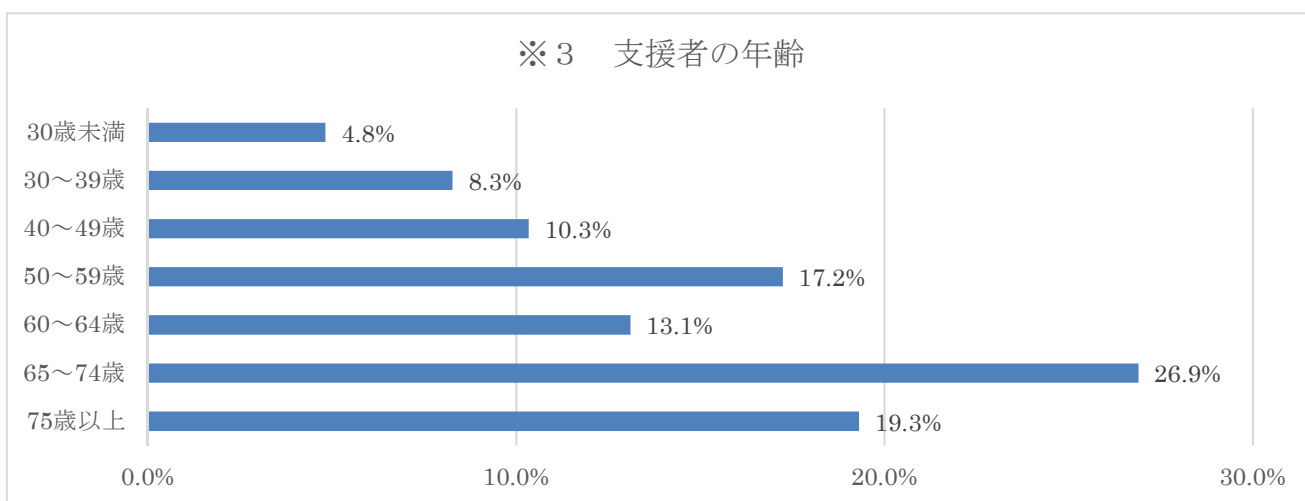
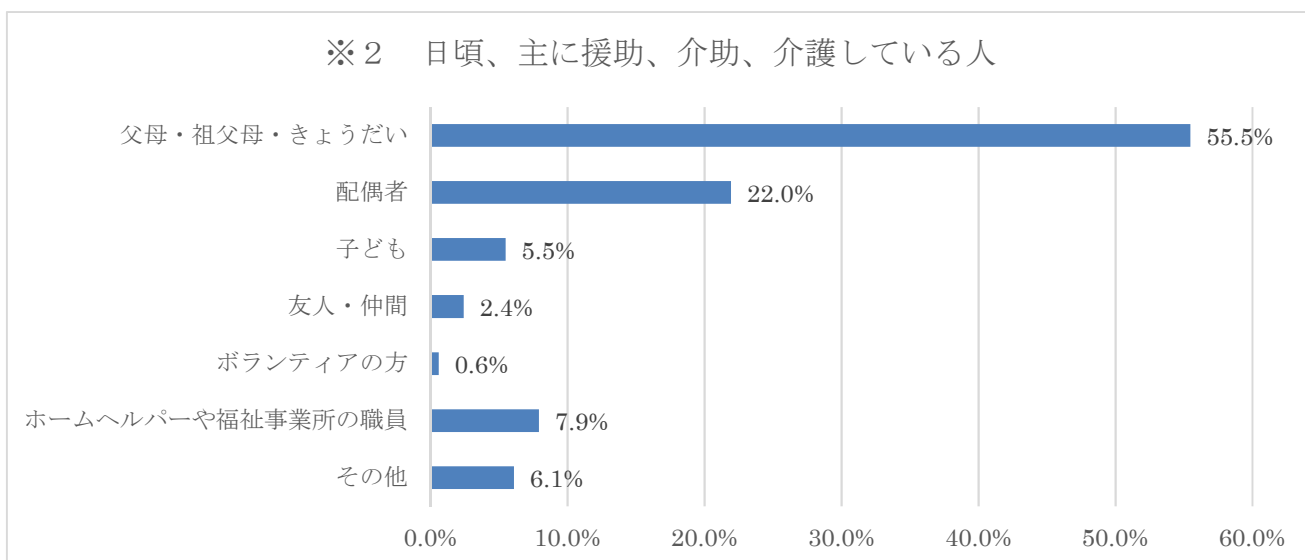
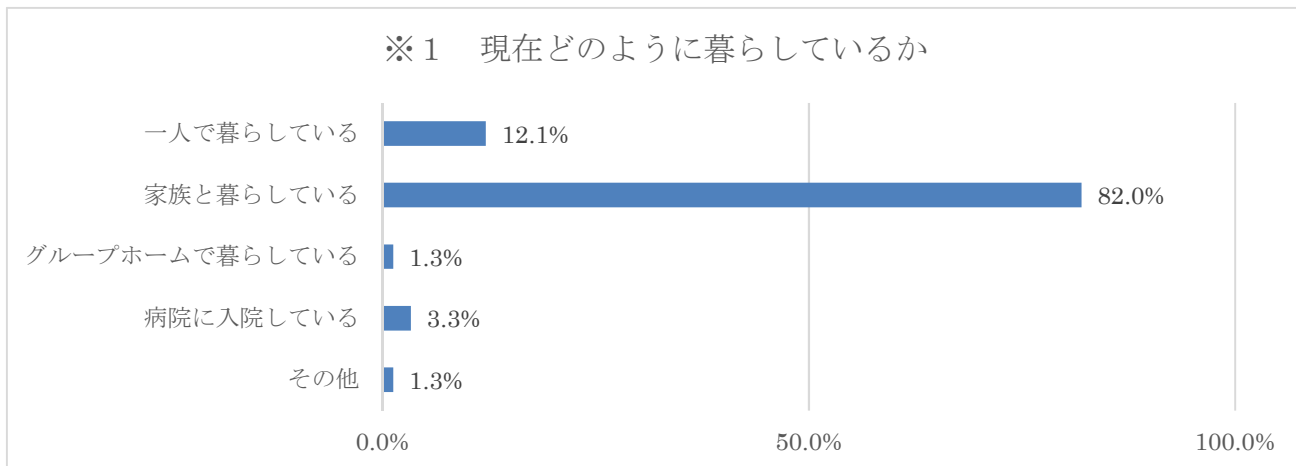
1. 住み慣れた地域で生活を継続するための支援

「現在どのように暮らしているか」（アンケート結果※1）では、82%の方が家族と同居していることがわかりました。「日頃の主な介護者」（アンケート結果※2）から全体の77.5%の方が父母、祖父母、きょうだい、配偶者等、同居の家族に介助をしてもらっているという結果となり、「支援者の年齢」（アンケート結果※3）から全体の46.2%の方が65歳以上の高齢者という結果となりました。また、今後の生活については「どのように暮らしたいか」（アンケート結果※4）から、82.3%の方が今後も現在の生活の継続や家族との同居を希望しています。

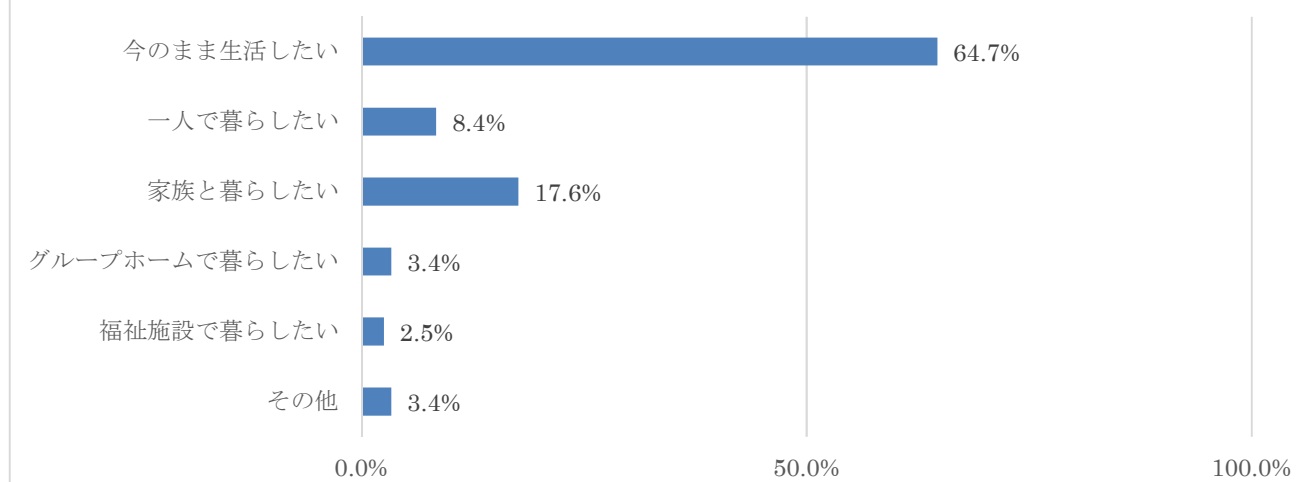
障がい者団体・障がい福祉サービス事業所との意見交換会では「親亡き後のことが心配であるため、親が元気なうちに準備しておく必要がある。」「親と同居している方が多く、親の年金で生活している方もいるため、親亡き後のことが課題である。」「親亡き後を見据えて、グループホームが必要である。」との意見や「居宅介護サービスや同行援護サービス等を行ってくれる事業所及びヘルパーが不足しているため、必要なサービスが受けられていない。」「居宅介護・行動援護・同行援護等の訪問支援を行える事業所及び人材不足。事業所に依頼がたくさん来るが、簡単に受けられない。」等の意見がありました。

近年、超高齢化が進む中で、住みなれた地域や家での生活を継続するためには、介護者に代わる支援が提供できる居宅介護等の訪問系サービスが必要不可欠であり、需要も増加していくと考えられ

ることから、訪問系サービス提供体制の整備等が必要です。また、緊急時に備え、受け入れ体制、相談支援体制、体験機会の提供等の体制整備及び加齢とともに身体機能や認知機能が低下した障がい者や、重度障がい者等も対応できる支援体制の整ったグループホームの整備が課題です。



※4 今後、どのように暮らしたいか

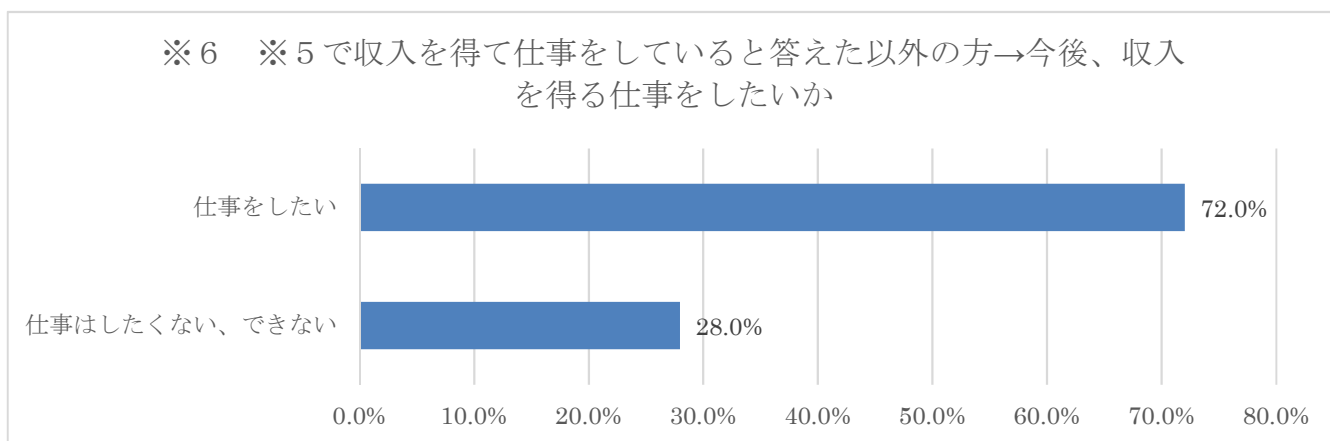
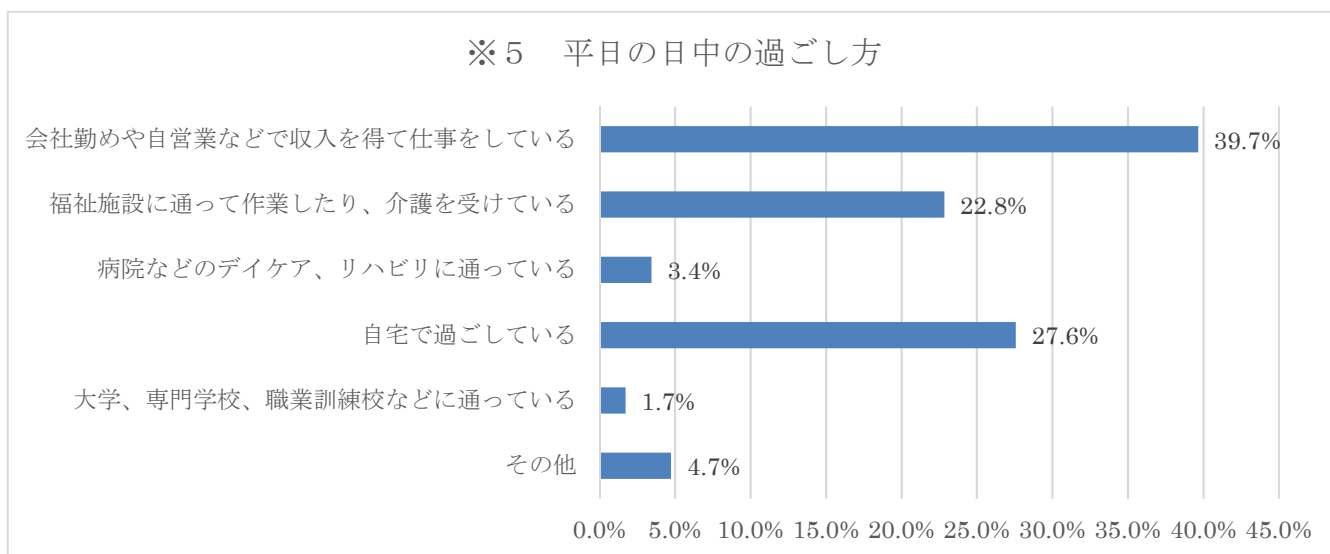


2. 就労支援の充実

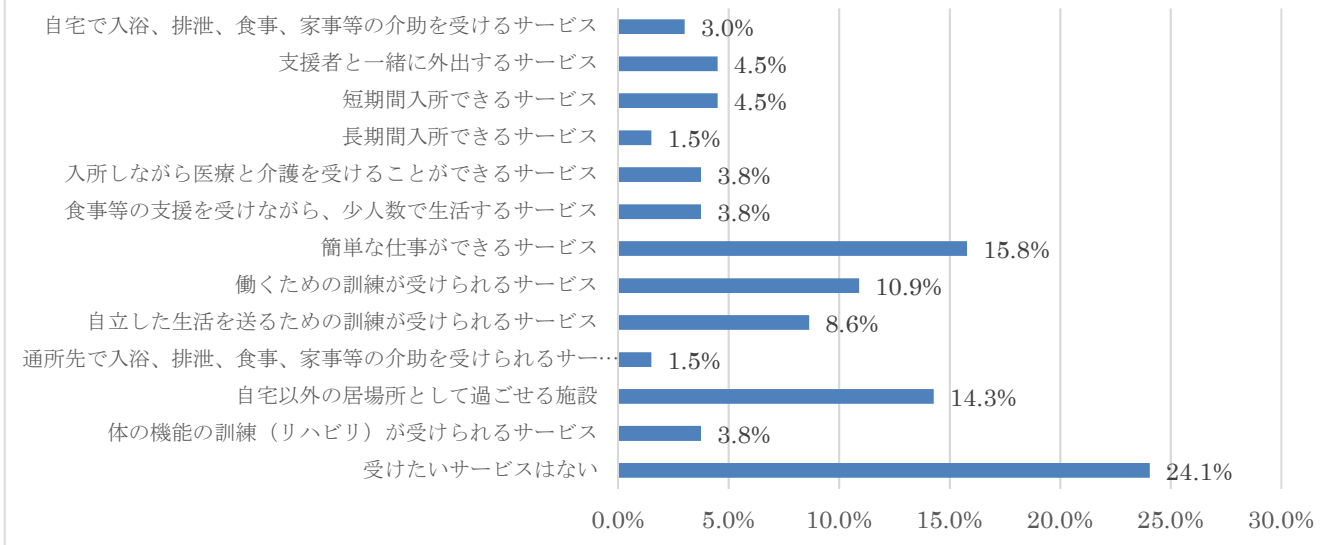
「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」（アンケート結果※5）は全体の約6割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」（アンケート結果※6）と回答した方は全体の72%を占めました。また、「今後利用したいサービス」（アンケート結果※7）については、「簡単な仕事ができるサービス」「働くための訓練が受けられるサービス」と就労関係のサービスの希望が上位を占め、就労への意識の高さがうかがえます。

また、「就労支援として必要なもの」（アンケート結果※8）の質問に対して「職場内で障がい者の理解があること」「障がいの状況に合わせて働き方が柔軟であること」と回答した方が全体の2割～3割を占めました。

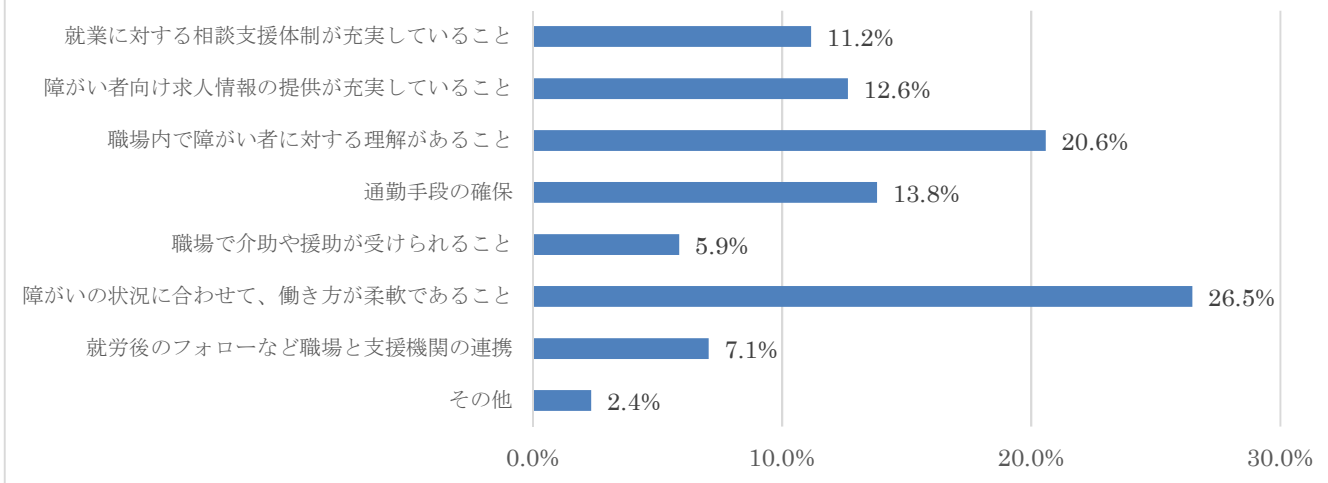
一般就労や福祉的就労をすることは、生活リズム・社会性の確立、社会参加、収入を得る事による自信獲得や生きがいつくりなど、大きな役割を果たすことから、就労のための充実した支援を提供するとともに、就労機会拡大のための環境整備が必要です。また、就労系障がい福祉サービス事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との各関係機関と連携し、効果的で切れ目のない支援体制を構築するとともに、企業向けの障がいセミナー等を開催し、障がいについての理解を深める取り組みや同じ職場で長く働き続けられるための定着支援の充実が求められています。



※7 今後利用したいまたは継続したいサービス（複数回答）



※8 障がい者の就労支援として必要なもの（複数回答）

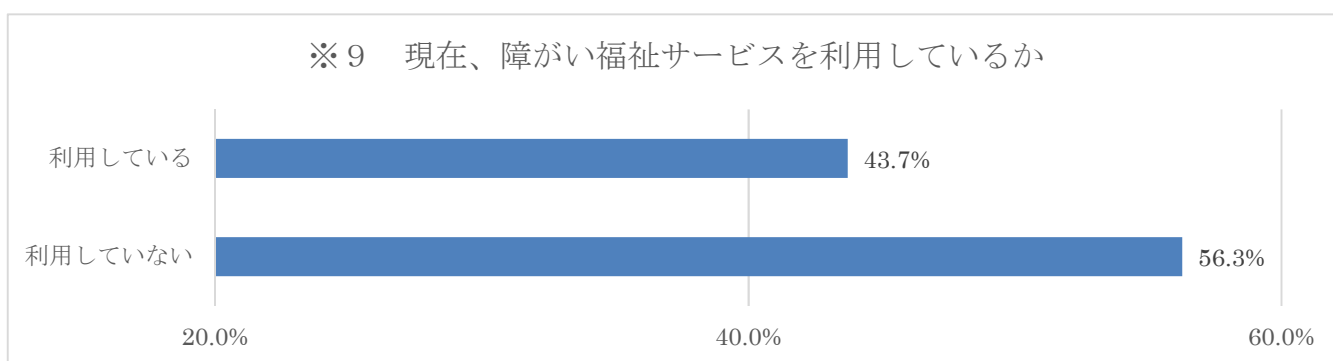


3. 相談支援・情報提供の充実

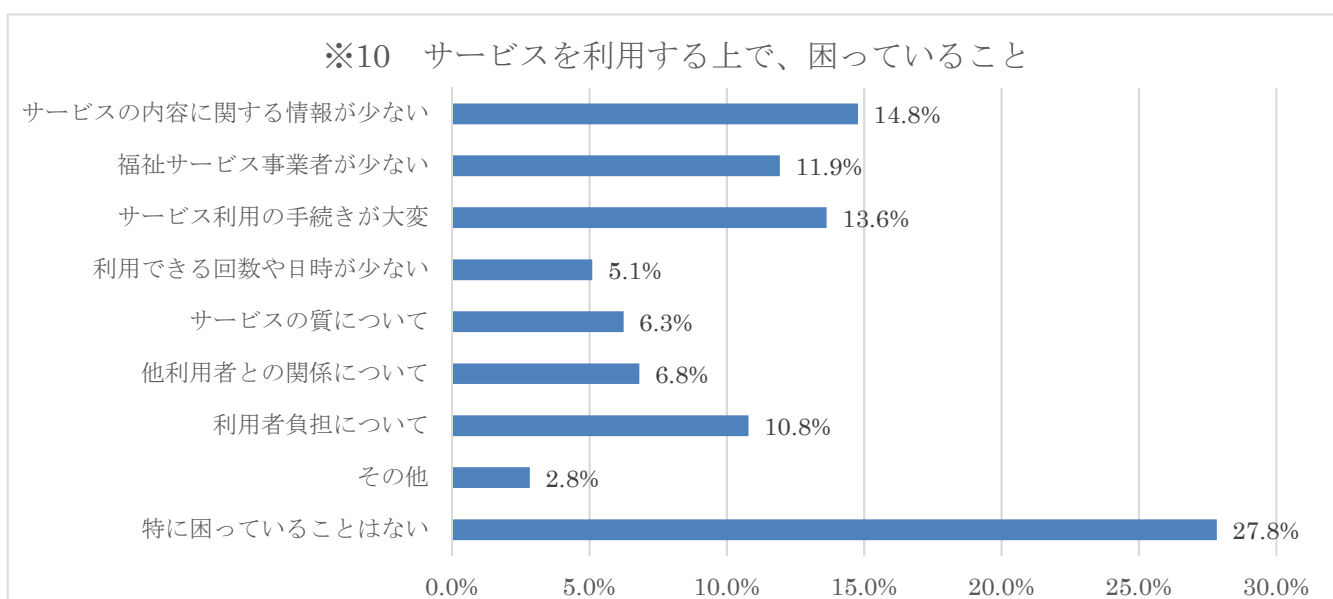
障がい者の人数は年々増加傾向にあり、更には、昨今の経済状況や生活環境等の変化により、障がい者が抱える課題は重複化や多様化しており、それに伴いサービスの利用者数や1人当たりの利用量も増加傾向にあります。障がい福祉サービスを利用している方は障がい者手帳を所持している方の約44%（アンケート結果※9）という状況で、「サービスを利用する上で困っていること」（アンケート結果※10）では「サービスの内容に関する情報が少ない」という回答が上位を占めています。また、障がい者団体・障がい福祉事業所との意見交換会では「障がい福祉サービスに関する情報が不足している。」「相談支援事業所の役割が非常に大きい。」「相談支援専門員やケアマネの質が重要。」「身体、知的、精神障がいのそれぞれに合った相談支援を希望する。」との意見をいただきました。

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切なサービス等に繋げることが必要であり、サービス等に関する情報提供も含めた相談支援の充実を図るとともに、障がい特性に応じた対応や重複化・多様化した課題への適切な対応等のため、市職員や相談支援専門員等の知識やスキルの向上が求められています。

※9 現在、障がい福祉サービスを利用しているか



※10 サービスを利用する上で、困っていること



第3章 第7期障がい福祉計画 障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標

成果目標とは障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

【成果目標1】施設入所者の地域生活への移行

1. 第6期計画における目標値と実績

※令和5年度は見込値（以下同様）

項目	R3年度～R5年度 3ヶ年の目標値	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			(1)施設入所者の地域生活への移行者数	累計2人	見込量(人)
		実績(人)	0	0	0

項目	令和元年度末の 入所者数	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			(2)施設入所者の削減数	39人	見込量(人)
実績(人)	36	41			41
削減見込数	0	0			0
削減数 実績(人)	3(減)	2(増)			2(増)

「施設入所者の地域生活への移行者数」については、平成30年以降0人であり、施設入所者が地域生活へ移行することは困難な状況が続いております。困難な状況の理由として、加齢等による身体機能や認知機能等の低下により障がいが増悪化しており、日中や夜間の支援体制が整っている入所施設において継続支援が求められている状況にあることと、施設入所者の心身の状態に合わせた地域の受け入れ体制や支援体制が十分に整っていないということが考えられます。

「施設入所者の削減数」については、入所者の死亡により令和元年度から令和3年度の施設入所者数は減少しましたが、令和4年度は増加に転じています。また、近年は障がい者本人や介護者の高齢化により、在宅生活の継続が困難になり施設入所するケースも多く、現在6名の施設入所待機者がおり、今後も施設入所者は増加していくものと推察されます。

2. 第7期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
施設入所者の地域生活への移行	令和4年度末の施設入所者数 41人
地域移行者数	令和8年度末に令和4年度末の施設入所者数(41人)の6%以上の障がい者の地域移行を目標
施設入所者の削減数	多くの施設入所待機者がいる中で、施設入所者を減らすことは現実的でないことから、令和4年度末の施設入所者を上回らない事を目標 (国の指針：令和4年度末の施設入所者の5%以上の削減)

(2) 第7期計画における目標値

項目	3ヶ年の目標	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援利用者の地域生活への移行者数	累計3人	見込量(人)	1	1	1
地域移行者数の割合		見込量(%)	7.3		

項目	3ヶ年の目標	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援の利用者数 基準値：R4年度末の入所者数41人	現状維持	見込量(人)	41	41	41
削減数		見込量(人)	0	0	0

(3) 見込量の確保策

- ①不安なく入所施設から地域生活へ移行できるよう、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う「地域移行支援」や施設退所後に24時間連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問等の支援を行う「地域定着支援」、地域で一人暮らしをする障がい者に対し、定期的な訪問し、家事等の問題や地域住民との関係等について確認や助言等を行う「自立生活援助」の充実を図ります。
- ②本人や介護者の高齢化により、手厚い介護や家族以外の支援が必要になった方が地域での生活が継続できるように、訪問系サービスや日中活動系サービスの整備に努めます。
- ③地域における住まいの場であるグループホームの整備促進に努めます。また、重度障がい者の受け入れやサテライト型グループホームの設置についてグループホーム運営事業者に働きかけます。
- ④施設に入所している方が、安心して地域生活へ移行できるように、地域生活の体験事業（グループホーム、日中活動等の体験）を引き続き実施します。

【成果目標2】精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1. 第6期計画における目標値と実績

(1) 第6期計画の成果目標における目標値と実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	市において地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置及び課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの拡充・充実・強化に向けた協議の実施
実績	市において地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置に向けた検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置及び課題の共有と検討の実施	地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有と検討の実施

(2) 第6期計画の活動指標における目標値と実績

項目			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数			1回	0回	2回	7回	2回	4回
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	関係機関	保健	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	関係機関	医療(精神科)	1人	0人	1人	0人	1人	1人
	関係機関	医療(精神科以外)				1人		5人
	関係機関	福祉	3人	0人	3人	7人	3人	3人
	関係機関	介護	2人	0人	2人	9人	2人	4人
	関係機関	当事者	2人	0人	2人	0人	2人	0人
	関係機関	家族	2人	0人	2人	0人	2人	0人
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価	関係機関	その他				1人		8人
	目標設定	課題共有と検討	実績なし	課題共有と検討	実績なし	課題共有と検討	実績なし	
評価の実施回数		1回	0回	1回	0回	1回	0回	

近年、精神疾患で医療機関を受診する方や精神保健福祉手帳を取得する方は大幅に増加しており、また、高齢化に伴い、障がい者本人や介護者が高齢となり、住み慣れた場所で生活を継続することができなくなる等の課題が顕著になっています。精神障がい者も含む障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように、障がいや高齢等の分野にとらわれずに、一体的な支援体制整備が必要です。

2. 第7期計画の目標と確保方策

(1) 第7期計画における成果目標

- ①精神病床から退院後1年以内の地域生活における平均生活日数
- ②精神病床における1年以上の長期入院患者数
- ③精神病床における早期退院率

【県が目標を設定】

(2) 第7期計画における活動指標

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の開催回数		4回	4回	4回
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数	関係機関 保健	1人	1人	1人
	関係機関 医療(精神科)	1人	1人	1人
	関係機関 医療(内科・歯科等)	5人	5人	5人
	関係機関 福祉	5人	5人	5人
	関係機関 介護	5人	5人	5人
	関係機関 当事者	1人	1人	1人
	関係機関 家族	1人	1人	1人
	関係機関 その他(薬剤師・PT等)	5人	5人	5人
保健・医療・福祉関係者による目標設定及び評価	目標設定	課題共有と検討	課題共有と検討	課題共有と検討
	評価の実施回数	1回	1回	1回

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	2人	3人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	24人	25人	26人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)利用者数	2人	2人	2人

(3) 見込量の確保策

- ①精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・介護・福祉関係者等による協議を実施し、障がいや高齢等の分野にとらわれない一体的な支援体制の構築を目指します。
- ②地域課題に即した協議を行うため、地域課題の明確化、共有化に努めます。

【成果目標3】地域生活支援の充実

1. 第6期計画における目標と実績（上小圏域における統一目標）

(1) 第6期計画の成果目標における目標値と実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施	地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施	地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年3回以上実施
実績	地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年間3回実施	地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年間3回実施	地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の評価検証及び検討 年間3回実施

(2) 第6期計画の活動指標における目標値と実績

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活拠点等の数	見込量(箇所)	1	1	1
	実績(箇所)	1	1	1
運用状況の検証及び検討の回数	見込量(回)	3	3	3
	実績(回)	3	3	3

地域生活支援拠点等の支援は平成29年度から始まり、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え①相談体制の整備②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの5つの居住支援のための機能を整備し、地域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

現在、「緊急時の受け入れ・対応」として上小圏域にある6施設の輪番により、緊急時の受け入れ・対応の取り組みが行われております。

2. 第7期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

①地域生活支援拠点等の整備（上小圏域における統一目標）

項目	算出方法
地域生活支援拠点等の数	圏域において1拠点以上の拠点を確保
【新規】 コーディネーターの配置	機能強化及び効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築のため、圏域においてコーディネーター等を配置
運用状況の検証及び検討の回数 (回/年)	圏域において年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用の状況の検証・検討を実施

②【新規】強度行動障がいをもつ者への支援体制整備

項目	算出方法
強度行動障がいをもつ者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	強度行動障がいをもつ者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(2) 第7期計画における目標値

①地域生活支援拠点等の整備（上小圏域における統一目標）

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の数	見込量(箇所)	1	1	1
【新規】 コーディネーターの配置人数	見込量(人)	1	1	1
運用状況の検証及び検討の回数	見込量(回)	3	3	3

②【新規】強度行動障がいをもつ者への支援体制整備

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がいをもつ者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握、支援体制の有無	有	有	有
	実施の体制	上小圏域自立支援協議会において検討	上小圏域自立支援協議会において検討	上小圏域自立支援協議会において検討

(3) 見込量の確保策

- ①上小圏域4市町村(東御市、上田市、長和町、青木村)において、地域生活支援拠点を1箇所確保します。
- ②地域生活支援拠点にコーディネーターを配置するとともに、運用状況について検証及び検討を実施し、機能強化及び効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を図ります。
- ③緊急時の受け入れ・対応に加え、居住支援のための相談機能や体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの4つの機能の整備に努めます。
- ④市内の障がい福祉サービス事業所と連携し、市における緊急時の受け入れ・対応体制の構築や体験の機会の提供、相談支援等の充実を図ります。

【成果目標 4】 福祉施設からの一般就労への移行等

1. 第6期計画における目標値と実績

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
福祉施設利用者の一般就労への移行	5	7	5	3	6	4
(1) 就労移行支援から	3	6	3	0	3	0
(2) 就労継続支援A型から	1	0	1	2	2	3
(3) 就労継続支援B型から	1	1	1	1	1	1
(4) 生活介護・自立訓練から	0	0	0	0	0	0

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援利用者						
(1) 福祉施設から一般就労への移行者	5	7	5	3	6	2
(2) 上記のうち就労定着支援の利用者	2	0	2	0	3	0
上記 (1)、(2) の割合	40%	0%	40%	0%	50%	0%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合						
(3) 市内に所在する就労定着支援事業所数	1	0	1	0	1	0
(4) 上記事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数	1	0	1	0	1	0
上記 (3)、(4) の割合	100%	0%	100%	0%	100%	0%

福祉施設から一般就労への移行者は年度毎にばらつきがありますが、近年の傾向として、就労移行支援からの一般就労への移行者数は減少しており、就労継続支援 A 型からの一般就労への移行が増加傾向にあります。

平成 30 年 4 月より始まった就労定着支援の利用者は低迷しており、市内に所在する就労定着支援事業所は無く、上小圏域においても 2 事業所のみという状況です。

2. 第7期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	<p>令和3年度末の数値(7人)を基準とし、過去の実績及び傾向から今後の動向を予測し算出</p> <p>【国の指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上 就労移行支援：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上 就労継続支援A型：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上 就労継続支援B型：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上 就労定着支援事業：令和3年度の利用者の1.41倍以上 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(2) 第7期計画における目標値

①福祉施設から一般就労への移行者数

項目	R3年度末の数値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	R3年度実績に対する伸び
福祉施設利用者の一般就労への移行	7	9	9	9	1.29倍
(1) 就労移行支援から	6	3	3	3	0.5倍
(2) 就労継続支援A型から	0	4	4	4	
(3) 就労継続支援B型から	1	2	2	2	2.00倍

②【新規】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合

年度	市内に所在する 就労移行支援事業所数(A)		左記事業所のうち 就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以 上の就労移行支援事業者(B)		割合(B/A)
	数	箇所	数	箇所	
令和6年度	1	箇所	1	箇所	100%
令和7年度	1	箇所	1	箇所	100%
令和8年度	1	箇所	1	箇所	100%

③福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

年度	市内での就労移行支援事業等から一般就労への移行者(A)		左記のうち就労定着支援の利用者(B)	
	数	人	数	人
令和3年度(実績)	7	人	0	人
令和6年度	9	人	0	人
令和7年度	9	人	1	人
令和8年度	9	人	1	人

④【新規】就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	市内に所在する就労定着支援事業所数(A)		左記事業所のうち就労定着率7割以上の事業所数(B)		割合(B/A)
	数	箇所	数	箇所	
令和6年度	0	箇所	0	箇所	
令和7年度	0	箇所	0	箇所	
令和8年度	1	箇所	1	箇所	100%

(3) 見込量の確保策

- ①障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の各関係機関と連携を図り、一般就労への移行者の増加に努めます。
- ②就労の継続や定着を強化するため、就労定着支援事業所の設置について障がい福祉サービス事業所に働きかけます。
- ③上小圏域自立支援協議会専門部会（就労支援専門部会）等を活用しながら、他事業所の取組み事例等を共有する場を設け、事業所同士の連携の強化及び事業所の質の向上を図ります。
- ④企業を対象にしたセミナー等を開催し、障がいの理解促進を図りながら、障がい者雇用の啓発に努めます。

【成果目標5】 相談支援体制の充実・強化等

1. 第6期計画における目標値と実績

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談件数	見込量(件)	130	135	140
	実績(件)	423	580	620
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	見込量(回)	12	12	12
	実績(回)	0	24	24
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	見込量(件)	35	37	39
	実績(件)	16	45	40
地域の相談支援機関との連携強化の取組みの実施回数(見込み(上小圏域統一))	見込量(回)	6	6	6
	実績(回)	3	3	3
主任相談支援専門員の配置人数(上小圏域統一)	見込量(人)	5	8	11
	実績(人)	8	10	11

近年、経済状況・社会環境の変化や障がいに対する理解や支援等が充実してきたことなどにより、障がい者手帳取得者は年々増加傾向にあり、障がいに関する相談も年々増加しています。

また、相談内容は多岐に渡り、より総合的・専門的な相談支援が求められており、上小圏域基幹相談支援センターが中心となり、地域の相談支援事業者の人材育成や相談支援機関の連携強化の取組み等を実施し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいます。

2. 第7期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化(上小圏域における統一目標)

項目	算出方法
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	上小圏域内の指定特定相談支援事業所に対し、事業所の機能強化及び相談支援専門員の資質向上を目的とした研修会の実施を目標 機能強化研修 年間36回(月3回×12月) 相談支援専門員の資質向上を目的とした研修 年間40回(年5回×8グループ)
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	上小圏域において、年3回の相談支援事業所連絡会の開催及び1回当たり相談支援専門員60人の参加を目標
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数(見込み)	上小圏域において、年3回の相談支援事業所連絡会の開催を目標
【新規】個別事例の支援内容の検証回数	指定特定相談支援事業所を対象とした研修会において個別事例の検証の実施を目標 年間70回(上小圏域内相談支援専門員70人×1事例)
主任相談支援専門員の配置人数	上小圏域において、令和8年度までに2人増を目標

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
(上小圏域における統一目標)

項目	算出方法
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	上小圏域障がい者自立支援協議会の専門部会において、相談支援事業所も参画した事例検討の実施を目標 事例検討専門部会 7部会×2回/年
参加事業者数・機関数	令和5年度において上小圏域障がい者自立支援協議会の7専門部会へ参加している事業者及び機関数を目標
協議会の専門部会の設置数	令和5年度において上小圏域障がい者自立支援協議会の7専門部会の設置を目標
協議会の専門部会の実施回数	上小圏域障がい者自立支援協議会の各専門部会において、年間5回の部会の実施を目標 7専門部会×5回/年

(2) 第7期計画における目標値

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化(上小圏域における統一目標)

項目	区分	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置の有無		有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	見込量(回)	機能強化研修 36/年 資質向上研修 40/年	機能強化研修 36/年 資質向上研修 40/年	機能強化研修 36/年 資質向上研修 40/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援の件数	見込量(件)	180	180	180
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	見込量(回)	3	3	3
【新規】個別事例の支援内容の検証実施回数	見込量(回)	70	70	70
主任相談支援専門員の配置人数	見込量(人)	12	13	13

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
 (上小圏域における統一目標)

項目	区分	R6年度	R7年度	R8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	見込量(回)	14	14	14
参加事業者数・機関数	見込量(団体)	98	98	98
協議会の専門部会の設置数	見込量(部会)	7	7	7
協議会の専門部会の実施回数	見込量(回)	35	35	35

(3) 見込量の確保策

- ①地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおける指導的役割等の機能を有効に活用します。
- ②指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の設置促進に努めます。
- ③相談支援事業所同士の情報交換の場や研修会等を通じて、相談支援専門員の質の向上や連携の強化を図ります。

【成果目標6】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築

1. 第6期計画における目標値と実績

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	見込量(人)	8	8	8
	実績(人)	9	9	9

②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施の方法	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催
実績	実施の方法	説明会は未開催 毎月の請求時に事業所請求担当者と審査結果の共有・確認を実施	説明会は未開催 毎月の請求時に事業所請求担当者と審査結果の共有・確認を実施	説明会は未開催 毎月の請求時に事業所請求担当者と審査結果の共有・確認を実施

各年度において、障がい福祉サービス等に係る職員が相談支援従事者初任者研修・避難行動要支援者の避難取組研修・相談支援0JT体制整備のための研修等に参加し、職員の知識やスキルの向上に努めました。

2. 第7期計画の目標値と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	算出方法
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	障害福祉サービス等に係る職員5名（ケースワーカー、事務員）が年2回研修に参加することを目標にします。 （自治体職員向け研修の他、事業所向けのものや資格取得のための研修の聴講を含む。）

②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	算出方法
障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有	審査支払結果を分析してその結果を活用するための圏域内での共有体制の構築や、請求におけるエラー・警告案件の原因や対処方法等について、事業所への情報提供及び指導方法等を検討するため、市町村及び事業者の給付請求担当者に対し、年1回の説明会の実施を目標にします。

(2) 第7期計画における目標値

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	見込量(人)	10	10	10

②障害者自立支援審査システムによる審査結果の共有（上小圏域における統一目標）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	有	有	有
実施の方法	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催	圏域内事業所の請求担当者向け説明会の開催
実施回数	1回	1回	1回

(3) 見込量の確保策

①障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、障がい福祉サービスに携わる職員のスキルアップを目指し、各種研修等の情報を収集し、積極的に研修等に参加します。

②市における障害者自立支援審査システムの請求における警告やエラーの傾向を知り、他市町村との情報共有を図ります。

第4章 第7期障がい福祉計画 各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

活動指標とは、市において計画の基本理念や提供体制確保の基本的な考え方、障がい福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

1. 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策

1-1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の5つのサービスを総称したものです。

居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする障がい者に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

同行援護

視覚障がいにより移動に困難を有する障がい者に、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

行動援護

重度の知的・精神障がいにより著しい行動障害のある方に、危険回避の支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者で、その介護の必要性が高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

(1) 第6期計画における見込量と実績

- ①令和3年度に市内の訪問系サービス事業所が減少したため、居宅介護の実績は見込量を下回り、減少傾向で推移しましたが、利用のニーズが多いため利用者数は横這い傾向にあります。
- ②同行援護の利用者数は横ばい傾向となりました。
- ③行動援護は市内にサービスを提供できる事業所が無いということが課題です。利用者数は横ばいですが、児童の利用が主になっており、年齢等で支援がより必要になることから1人あたりの利用時間は増加しています。
- ④重度障害者等包括支援は利用時間及び利用者数は横ばいになっています。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績 **※令和5年度は見込値（以下同様）**

※見込量・実績は1ヶ月当たりの延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
居宅介護 (身体介護・家事援助)	見込量	440	451	462	時間
	実績	429	399	304	時間
	利用者数	43	42	41	人
重度訪問介護	見込量	50	50	50	時間
	実績	0	0	0	時間
	利用者数	0	0	0	人
同行援護	見込量	80	88	88	時間
	実績	83	63	57	時間
	利用者数	10	9	9	人
行動援護	見込量	80	96	96	時間
	実績	96	106	103	時間
	利用者数	3	4	3	人
重度障害者等包括支援	見込量	280	280	280	時間
	実績	274	274	275	時間
	利用者数	1	1	1	人

(参考) R5年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
居宅介護（身体介護）	1	1	2			1	2			7	2	5
居宅介護（家事援助）			4	5		5	15			29	15	14
重度訪問介護										0		
同行援護				9						9	3	6
行動援護	3									3	3	0
重度障害者等包括支援						1				1	1	
合計	4	1	6	14		7	17			49	24	25

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. サービス見込量算定の考え方

令和3年度から令和5年度の利用実績とアンケート調査結果に基づき、障がい種別ごとに各サービスの利用量の伸びを勘案し、令和8年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

サービス名	算出方法
居宅介護	令和5年度末を45人と見込み、過去の傾向から 1人/年増として算出。(月平均利用時間約7時間/人)
重度訪問介護	令和5年度末を0人と見込み、過去の傾向から 1人/年増として算出。(月平均利用時間50時間/人)
同行援護	令和5年度末を9人と見込み、過去の傾向から0~1人/年増として算出。(月平均利用時間7時間/人)
行動援護	令和5年度末を3人と見込み0~1人/年増として算出。(月平均利用時間29時間/人)
重度障害者等包括支援	令和5年度末を1人と見込み、過去の傾向から 増減無しとして算出。(月平均利用時間280時間/人)

イ. 第7期計画における見込量 ※見込量は1ヶ月当たりの延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
居宅介護 (身体介護・家事援助)	見込量	322	329	336	時間
	利用者数	42	43	44	人
重度訪問介護	見込量	50	50	50	時間
	利用者数	1	1	1	人
同行援護	見込量	63	70	70	時間
	利用者数	9	10	10	人
行動援護	見込量	116	145	145	時間
	利用者数	4	5	5	人
重度障害者等包括支援	見込量	280	280	280	時間
	利用者数	1	1	1	人

ウ. 見込量の確保策

- (ア) 必要なサービスが適切に利用できるように、福祉のしおりの配布・ホームページへの掲載・説明会等を通じて制度やサービスの情報提供及び周知に努め、サービスの利用促進を図ります。
- (イ) 視覚障がいや強度行動障がい等、個々の障がい特性に対応できるヘルパーの人材確保・育成を促進するため、事業所へ研修会等の参加を呼びかけます。
- (ウ) サービスの需要に応じたサービス量の確保のため、事業所へ情報提供を行い整備や受け入れ強化について働きかけます。
- (エ) 高齢化が進む中、切れ目なく適切な支援が受けられるように、介護保険制度との連携を図ります。

1-2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、通所・入所施設の昼間のサービスである「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」などを言います。

生活介護

いつも介護を必要とする障がい者に、主に昼間に入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）

知的・精神障がい者（発達障がい者を含む）に対し、自立した日常生活または社会生活を送れるように、一定期間、日常の生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

自立訓練（宿泊型自立訓練）

日中、一般就労や外部・同一敷地内の日中活動サービスを利用している知的・精神障がい者（発達障がい者を含む）に対し、一定期間、夜間の住居の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うサービスです。

就労選択支援（令和6年度からの新サービス）

障がい者の希望、就労能力や適性等に合った就労先や働き方が選択できるよう支援するサービスです。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している障がい者に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上・維持を図るサービスです。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業や自宅に訪問等をし、相談を通じて生活面の課題を把握したり、企業や関係機関と連絡調整等を行い、課題解決に向けて必要な支援を行うサービスです。

療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者等に短期間、夜間も含め施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

（1）第6期計画における見込量と実績

- ①就労移行支援は、就労アセスメントやリワーク支援の希望者が主に利用しています。一般就労への移行者や就労アセスメントの一時的な利用により利用者数及び実績は減少傾向にあります。
- ②就労継続支援（A型）は、令和3年度に市内に新たに2事業所が参入し、実績は年々増加傾向となっています。
- ③就労継続支援（B型）は、日中活動系サービス利用者の約半数を占めています。利用者及び実績は年々増加傾向にあります。市内に7ヶ所の事業所があり、また、圏域内にも多くの事業所があり、資源的に充実しており、より自分に合った事業所の選択ができるサービスです。
- ④短期入所は、万一の緊急時に備えてサービスの支給決定を受ける方が多く、各年度の支給決定者数は令和3年度は28人、令和4年度は33人、令和5年度は25人であり、実利用者数との差が大きいサービスです。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績※見込量・実績は1ヶ月当たりの延人日数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
生活介護	見込量	1,340	1,380	1,420	人日分
	実績	1,326	1,356	1,390	人日分
	利用者数	73	76	75	人
自立訓練（機能訓練）	見込量	10	10	10	人日分
	実績	0	0	0	人日分
	利用者数	0	0	0	人
自立訓練（生活訓練）	見込量	110	110	110	人日分
	実績	71	60	58	人日分
	利用者数	8	6	4	人
自立訓練（宿泊型自立訓練）	見込量	60	60	60	人日分
	実績	15	54	60	人日分
	利用者数	1	2	4	人
就労移行支援	見込量	154	176	176	人日分
	実績	114	93	88	人日分
	利用者数	15	12	10	人
就労継続支援（A型）	見込量	88	110	132	人日分
	実績	112	187	278	人日分
	利用者数	7	16	13	人
就労継続支援（B型）	見込量	1,440	1,476	1,512	人日分
	実績	1,183	1,359	1,645	人日分
	利用者数	94	100	99	人
就労定着支援	見込量	2	2	3	人
	実績	1	2	2	人
療養介護	見込量	5	5	4	人
	実績	5	5	5	人
短期入所（福祉型）	見込量	72	84	96	人日分
	実績	48	26	25	人日分
	利用者数	7	13	12	人
短期入所（医療型）	見込量	4	4	4	人日分
	実績	0	0	1	人日分
	利用者数	0	0	1	人

（参考）R5年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
生活介護		2	20			42	8			72	43	29
自立訓練（機能訓練）										0		
自立訓練（生活訓練）						2	2			4	2	2
自立訓練（宿泊型自立訓練）						2	2			4	2	2
就労移行支援						5	2			7	5	2
就労継続支援（A型）			1			4	11			16	9	7
就労継続支援（B型）			6		1	52	42			101	59	42
療養介護		5								5	3	2
短期入所	1		3			2	1			7	4	3
合計	1	7	30	0	1	109	68	0	0	216	127	89

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. サービス見込量算定の考え方

令和3年度から令和5年度の利用実績とアンケート調査結果に基づき、障がい種別ごとに各サービスの利用量の伸びを勘案し、令和8年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

サービス名	算出方法
生活介護	令和5年度末を75人と見込み、過去の傾向から1人/年増として算出。 (月平均利用日数 約18日/人)
自立訓練 (機能訓練)	令和5年度末を0人と見込み、過去の傾向から1人/年として算出。(月平均利用日数10日/人)
自立訓練 (生活訓練)	令和5年度末を4人と見込み、過去の傾向及び利用期間終了者を見込んで3人/年として算出。 (月平均利用日数22日/人)
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	令和5年度末を4人と見込み、過去の実績及び利用期間終了者を見込んで3人/年として算出。算出。(月平均利用日数30日/人)
就労選択支援 (新サービス)	障がい者の就労能力や就労意欲等を把握して適性を評価する方法である「就労アセスメント」の過去の傾向から5人/年として算出。
就労移行支援	令和5年度末を10人と見込み、過去の実績及び利用期間終了者を見込んで0~1人/年増として算出。(月平均利用日数8日/人)
就労継続支援 (A型)	令和5年度末を13人と見込み、過去の傾向から2人/年増として算出。(月平均利用日数21日/人)
就労継続支援 (B型)	令和5年度末を99人と見込み、過去の傾向から3人/年増として算出。(月平均利用日数16日/人)
就労定着支援	令和5年度末の一般就労移行者を2人と見込み、2~3人/年として算出。
療養介護	令和5年度末を4人と見込み、過去の傾向から4人/年として算出。
短期入所 (福祉型)	令和5年度末を12人と見込み、過去の傾向と社会の動向(高齢化)から2人/年増として算出。 (月平均利用日数3日/人)
短期入所 (医療型)	令和5年度末を1人と見込み、過去の傾向から2人/年として算出。(月平均利用日数2日/人)

イ. 第7期計画における見込量

※見込量・実績は1ヶ月当たりの延人日数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
生活介護	見込量	1,408	1,426	1,444	人日分
	利用者数	76	77	78	人
自立訓練（機能訓練）	見込量	10	10	10	人日分
	利用者数	1	1	1	人
自立訓練（生活訓練）	見込量	66	66	66	人日分
	利用者数	3	3	3	人
自立訓練（宿泊型自立訓練）	見込量	90	90	90	人日分
	利用者数	3	3	3	人
就労選択支援	見込量		40	40	人日分
	利用者数		5	5	人
就労移行支援	見込量	80	88	88	人日分
	利用者数	10	11	11	人
就労継続支援（A型）	見込量	273	315	357	人日分
	利用者数	13	15	17	人
就労継続支援（B型）	見込量	1,632	1,677	1,722	人日分
	利用者数	102	105	108	人
就労定着支援	見込量	2	3	3	人
療養介護	見込量	4	4	4	人
短期入所（福祉型）	見込量	24	28	32	人日分
	利用者数	12	14	16	人
短期入所（医療型）	見込量	4	4	4	人日分
	利用者数	2	2	2	人

ウ. 見込量の確保策

- (ア)それぞれの障がい特性や希望に応じた日中活動場所が選択できるよう、見学や体験の機会の充実を図ります。
- (イ)有効期間のある自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援は事業者・相談支援専門員と連携を図り、サービス有効期間内に身体機能、生活能力の向上や一般就労につながるように努めます。
- (ウ)就労を希望する方が自分に合った働き方を選択できるよう、就労系障がい福祉サービスの周知や充実した支援の提供に努めます。
- (エ)就労系障がい福祉サービス事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の各関係機関と連携し、就労及び就労の定着のための支援体制を構築します。
- (オ)職場内で障がいに対する理解を深めるため、各関係機関と連携をし、企業向けの障がいセミナー等を開催します。
- (カ)就労継続支援（B型）は障害者優先調達推進法に基づき、市内の事業所が供給する物品等の調達を積極的に推進し、福祉的就労における工賃アップを支援します。
- (キ)短期入所は緊急時においてスムーズな受け入れ体制が取れるように、サービス実施事業所との連携・調整を行い、また需要に見合ったサービス供給体制の確保に努めます。
- (ク)全てのサービスにおいて、サービス内容や利用方法等についての周知・広報に努めます。
- (ケ)事業所に対し障がい者のニーズや地域の実態を伝え、地域に即したサービス提供体制の拡充について呼びかけます。

1-3 居住系サービス

自立生活援助

入所施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等対象に、定期的に居宅を訪問し家事等の問題や、地域住民との関係等について確認を行い、必要な助言や各関係機関等との連絡調整を行うサービスです。

共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で相談や食事提供等の支援、入浴、排せつ、食事などの介護等を提供するサービスです。

施設入所支援

施設に入所している障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介助を行うサービスです。

(1) 第6期計画の見込量と実績

- ①平成29年に新設された自立生活援助は令和3年度から5年度においても実績がありませんでした。利用につながらなかった理由は、「入所施設やグループホーム等からの地域移行希望者がいなかったことと、サービスを提供できる事業者が圏域に1か所しか無い」ことなどが考えられます。
- ②グループホームは、各年度において見込量を上回って推移しました。入居者が高齢になってグループホームの生活が難しくなり、入所施設へ移行した人や体調不良によって入院になるなど退所した人も数名いましたが、圏域内に日中サービス支援型を含む新たなグループホームが数か所開所したことも重なり、退所を上回るニーズがあったため利用者は大幅な増加となりました。
- ③施設入所支援は、令和2年度末の実績値を上回らないことを見込みましたが、障がい者自身の介護度の上昇や家族の高齢化等により、令和4年度に利用者が増加しました。現在も入所待機者が5名おり、施設入所者の減少は見込めない状況です。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
自立生活援助	見込量	1	1	1	人
	実績	0	0	0	人
うち精神障がい者の数	見込量	0	0	0	人
	実績	0	0	0	人
共同生活援助（グループホーム）	見込量	32	33	34	人
	実績	38	42	44	人
うち日中サービス支援型共同生活援助	見込量	0	0	0	人
	実績	0	1	3	人
うち精神障がい者の数	見込量	12	13	14	人
	実績	14	18	23	人
施設入所支援	見込量	39	39	39	人
	実績	38	41	41	人

(参考) 令和5年度実利用者数障がい種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
自立生活援助										0		
共同生活援助(グループホーム)			1		1	18	23			43	29	14
施設入所支援			11			27	3			41	24	17
合計			12		1	45	26			84	53	31

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
自立生活援助	令和5年度末を0人と見込み、地域移行者の見込みに合わせて 1人/年として算出。
共同生活援助(グループホーム)	令和5年末を44人と見込み、過去の実績から 2人/年増として算出。
施設入所支援	令和5年度末を41人と見込み、令和5年度の人数を上回らないことを目標として算出。

イ. 第7期計画における見込量

※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位	
自立生活援助	見込量	1	1	1	人	
	うち精神障がい者の数	1	1	1	人	
	共同生活援助(グループホーム)	見込量	46	48	50	人
うち日中サービス支援型共同生活援助	見込量	3	3	3	人	
	うち精神障がい者の数	見込量	24	25	26	人
	うち重度障がい者の数 [※]	見込量	1	1	1	人
施設入所支援	見込量	41	41	41	人	

※第7期より新規で計上

ウ. 見込量の確保策

- (ア)福祉施設に入所または入院している方が、安心してグループホームに移行できるようにするために、地域生活の体験事業を引き続き実施します。
- (イ)地域移行支援及び地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所や、地域の生活を支える自立生活援助を行う事業所の整備を促進し、住居確保から入居後の生活に至るまで、一貫したフォローアップ体制の構築に努めます。
- (ウ)重度障がい者にも対応した支援体制の整ったグループホームの開設に向けて、事業所に対し働きかけを行い、整備促進に努めます。

1-4 相談支援

計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者等に対し、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス利用者等との連絡調整、計画の作成を行います。更に一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。

地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者、保護施設・矯正施設等を退所する障がい者等を対象に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。

地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者や、施設・病院から退所・退院した者や、地域生活が不安定な障がい者を対象にして、24時間連絡体制を確保し、緊急事態の際に相談や訪問等を実施するサービスです。

(1) 第6期計画の見込量と実績

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は1ヶ月当たりの人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
計画相談支援	見込量	73	75	77	人
	実績	70	83	86	人
地域移行支援	見込量	1	1	1	人
	実績	0	1	0	人
うち精神障がい者の数	見込量	1	1	1	人
	実績	0	1	0	人
地域定着支援	見込量	5	6	7	人
	実績	3	4	5	人
うち精神障がい者の数	見込量	2	3	3	人
	実績	0	0	0	人

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
計画相談支援	計画は最低年1回の更新をし、計画のモニタリングは3ヶ月～半年に1回の頻度を見込んで算出。 令和5年度末を86人と見込み、過去の実績・傾向から2人/年増として算出。
地域移行支援	過去の実績・傾向から 1人/年を目標として算出。
地域定着支援	令和5年度末を5人と見込み、過去の実績・傾向から1人/年増として算出。

イ. 第7期計画における見込量※見込量は1ヶ月当たりの実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
計画相談支援	見込量	88	90	92	人
地域移行支援	見込量	1	1	1	人
うち精神障がい者の数	見込量	1	1	1	人
地域定着支援	見込量	6	7	8	人
うち精神障がい者の数	見込量	1	2	3	人

ウ. 見込量の確保策

- (ア)相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員の勧奨を行います。
- (イ)事業者に対して指定特定相談支援事業所及び地域移行支援、地域定着支援を行うことができる指定一般相談支援事業所の開設の勧奨を行います。
- (ウ)計画の検証機能を充実させ、ニーズに応じた適切なサービスの支給決定に努めます。
- (エ)障がい者やその家族等からの様々な相談に応じ、障がい者本人やその家族にとって適切な支援やサービスに繋げることができるよう、圏域において指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員を対象とした研修会を開催し、事業所の機能強化及び相談支援専門員の知識や資質向上を図ります。
- (オ)圏域において相談支援事業所連絡会を開催し、相談支援機関の連携強化を図ります。

2. 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

2-1 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民に対して障がい者等の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

①各年度において地域住民や事業者等を対象として、障がいについての理解を深める講演会を開催しました。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績 ※令和5年度は見込値（以下同様）

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	研修・啓発事業の実施		
	実績 (内容)	ハートをつなぐ障がいセミナーの実施		
		障がい児支援 <small>※感染症対策のため中止</small>	障がい者差別の解消と合理的配慮	精神障がいの理解と対応

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	ハートをつなぐ障がいセミナー等による講演会・研修会の実施		

イ. 見込量の確保策

(ア)地域住民や事業者等に対して講演会や研修会を継続して実施し、障がいについての理解を深めることにより、障がい者等に対する差別や偏見を無くしたり、より良い対応をしていけるように努めます。

(イ)より多くの地域住民や事業者の参加を促進するため、事業の周知・広報に努めます。

2-2 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業

障がい者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう「社会的障壁」を除去するため、障がい者とその家族、住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

①各年度において障がい者団体・家族会等の活動支援を行いました。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	見込量	障がい者団体・家族会等への活動支援		
	実績	活動支援、補助金交付等		

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	見込量	障がい者団体・家族会等への活動支援		

イ. 見込量の確保策

(ア) 様々な障がい団体等の活動を促進するため、事業の周知・広報に努めます。

2-3 相談支援事業

相談支援事業

障がい者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、情報提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待防止とその早期発見に向けた関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援を強化するために、一般的な相談事業に加え、特に必要とする資格を有する専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置する事業です。現在、東御市・上田市・長和町・青木村の合同で委託している、上小圏域障害者総合支援センターで実施しています。

住居入居等支援事業（居住サポート事業）

公営住宅や民間住宅へ入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居の困難な障がい者を支援する事業で、入居手続き支援や、家主等への相談・助言などを行う事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

- ① 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおいて、専門職員を配置し、困難ケースの対応や、専門的なアドバイスをするスーパーバイザーとして支援を実施しました。
- ② 住宅入居支援事業については社会福祉協議会で実施している入居保障事業につなげ、連携して支援を実施しました。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施見込	上小圏域で1箇所を確保		
	実績	上小圏域障害者総合支援センターに委託		
市町村相談支援機能強化事業	基幹相談支援センター設置見込	上小圏域で1箇所を確保		
	実績	上小圏域障害者総合支援センターに委託		
住宅入居等支援事業	実施見込	実施体制を確保する		
	実績	社会福祉協議会が実施する入居保証事業等の利用につなげた		

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施見込	上小圏域で1箇所を確保		
市町村相談支援機能強化事業	基幹相談支援センターの設置	上小圏域で1箇所を確保		
住宅入居等支援事業	実施見込	令和8年度までに実施体制確保に向けて検討を行う		

イ. 見込量の確保策

(ア) 基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を図り、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

(イ) 身近な相談機関で、気軽に安心して相談できる相談支援体制の構築を図ります。

(ウ) 住宅入居等支援事業の実施体制確保に向けて、検討を行っていきます。

2-4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要とされる知的障がい者や精神障がい者に対して、親族がいない等の理由がある場合には、市長による申し立てを行い、また、低所得の方に対して、申し立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

① 介護者及び障がい者の高齢化に伴い需要が高まっていますが、市長申立によるものは令和3年度のみでした。

② 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業は、実施体制は整っていますが、実績はありませんでした。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施		
	実績	実施体制確保済み		
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施		
	実績	実施体制確保済み		

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
市長申立件数	1	0	0	件

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実施体制の維持		
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施体制の維持		

イ. 見込量の確保策

(ア) 障がい者の権利擁護のため、成年後見制度利用支援事業のさらなる周知や、手続きの支援に努めます。

(イ) 上小圏域成年後見支援センターとの連携強化を図り、成年後見制度の利用等に関する相談支援体制の充実を図ります。

2-5 コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者が公的機関を訪れたり、受診等で医療機関に行く場合など、意思疎通の円滑化を図るために手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業

市役所に手話通訳者を配置して、聴覚障がい者とのコミュニケーションを図ることを目的とした事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

① 令和3年度から5年度までは利用実績は概ね横這いで、月平均30件弱の利用があり、聴覚障がい者の日常生活に必要な情報の提供やコミュニケーションの支援を実施しました。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	利用見込者数	17	17	17	人
	実績	11	15	12	人
	利用見込件数	350	350	350	件
	実績(件数)	319	334	330	件
手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1	人
	実績	1	1	1	人

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	利用見込者数	17	17	17	人
	利用見込件数	350	350	350	件
手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1	人

イ. 見込量の確保策

- (ア) 手話通訳者派遣事業では、手話奉仕員養成研修事業を今後も継続して実施し、人材を養成します。
- (イ) 利用者が少ない要約筆記派遣事業について、利用者の増加を図るため、事業の周知・広報に努めます。
- (ウ) 災害時等に対応できる支援体制の整備を図ります。

2-6 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活を容易にするために、用具の給付や貸与を行う事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

- ① 実績値は各年度において、ばらつきがありました。在宅療養等支援用具については減少傾向、排泄管理支援用具については増加傾向です。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の延件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
介護・訓練支援用具 (入浴担架・特殊寝台など)	見込量	2	2	2	件
	実績	1	0	2	件
自立生活支援用具 (入浴補助用具・便器・聴覚障がい者用 屋内信号装置など)	見込量	5	5	5	件
	実績	1	0	1	件
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器など)	見込量	4	4	4	件
	実績	5	4	3	件
情報・意思疎通支援用具 (携帯用会話補助装置・点字図書など)	見込量	6	6	6	件
	実績	9	5	4	件
排泄管理支援用具 (ストマ用装具など)	見込量	580	600	600	件
	実績	584	597	600	件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	1	1	1	件
	実績	1	0	0	件

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

※見込量は年間の延件数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
介護・訓練支援用具 (入浴担架・特殊寝台など)	見込量	2	2	2	件
自立生活支援用具 (入浴補助用具・便器・聴覚障がい者用 屋内信号装置など)	見込量	5	5	5	件
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器など)	見込量	4	4	4	件
情報・意思疎通支援用具 (携帯用会話補助装置・点字図書など)	見込量	6	6	6	件
排泄管理支援用具 (ストマ用装具など)	見込量	600	600	600	件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	1	1	1	件

イ. 見込量の確保策

(ア)必要とする人が利用できるように、日常生活用具給付事業の周知・広報と利用の促進を図ります。

(イ)生活実態やニーズ等を確認し、適切な給付に努めます。

(ウ)医療機関等との連携を図り、障がいの特性に応じた用具の給付に努めます。

2-7 移動支援事業

移動支援事業

一人で外出することが困難な障がい者等が外出する場合にヘルパーが付き添い移動支援を行う事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

①実績値及び利用者ともに横這い傾向であり、令和3年度以降は感染症の影響や移動支援を実施している居宅介護事業所の人員不足等により、利用実績・利用人数ともに減少しました。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績※見込量・実績は1ヶ月・年間の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
移動支援事業	延べ利用見込時間数(年間)	2,300	2,400	2,400	時間
	実績(年間延べ利用時間)	1,639	1,337	1,380	時間
	実利用見込者数	23	24	24	人
	実利用者数	26	23	20	人

(参考) R5年度実利用者数障害種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
移動支援事業	(3)		2			10	3	1		16	11	5

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
移動支援事業	過去の実績から令和5年度末を20人と見込み、横這いとして算出。(年平均利用時間約70時間/人)

イ. 第7期計画における見込量

※見込量は年間の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
移動支援事業	延べ利用見込時間数	1,400	1,400	1,400	時間
	実利用見込者数	20	20	20	人

ウ. 見込量の確保策

- (ア)障がいのある人が安心して外出ができるよう、サービスを提供できる事業者の情報や制度の内容を周知し、事業者と連携して社会参加や余暇活動の促進に努めます。
- (イ)人材の確保に努めるとともに、障がい特性に応じた支援の提供を図ります。
- (ウ)ライフステージに応じた利用ニーズを把握し、利用促進が図られるようにサービスの充実に努めます。

2-8 地域活動支援センター事業

手話通訳者設置事業

在宅の障がい者が地域で自立した社会生活を送れるよう、創作的活動または生産活動の場を提供し、社会との交流促進を図る事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

①利用者のほとんどが精神障がい者で、実利用人数、年間延利用人数ともに微増傾向にあり、感染症等により利用を控えていた方が少しずつ利用量を増やしていると考えられます。就労や障がい福祉サービス事業所への通所と併用し、息抜きの場所として利用する人が増加しています。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
地域活動支援センター (東御市設置分)	設置見込量	1	1	1	箇所
	実績	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	20	22	24	人
	実績	19	22	22	人
	年間延利用見込者数	1,200	1,250	1,300	人
	実績(利用者)	573	586	654	人
	実績(電話対応)	171	89	60	人
地域活動支援センター (圏域設置分)	設置見込量	1	1	1	箇所
	実績	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	4	5	6	人
	実績	1	3	3	人
	年間延利用見込者数	280	300	320	人
	実績	240	260	280	人

(参考) R5 年度実利用者数障がい種別内訳

サービス名	児童	重心	身体	視覚	聴覚	知的	精神	発達	難病	合計	男	女
地域活動支援センター						1	20			21	10	11

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

※延利用見込者数は年間の利用人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
地域活動支援センター (東御市設置分)	設置見込量	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	22	23	24	人
	年間延利用見込者数	700	750	800	人
地域活動支援センター (圏域設置分)	設置見込量	1	1	1	箇所
	実利用見込者数	4	5	6	人
	年間延利用見込者数	280	300	320	人

イ. 見込量の確保策

- (ア)障がいのある人が安心して過ごすことができる居場所となるよう、施設整備や障がい特性に応じた支援のできる専門性の高い人材の育成に努めます。
- (イ)地域活動支援センターの周知・広報に努め、利用者の増加を図ります。

2-9 その他の事業

日中一時支援事業

障がい者が家族の病気等により、昼間に一時的に支援を必要とする場合に、障がい福祉サービス事業所等で見守りを行うサービスを提供する事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大措置等により、受け入れ事業所の減少と利用者及び利用時間が見込みを大幅に下回り、また利用者数は減少傾向となりました。

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は1ヶ月の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
日中一時支援事業	実利用見込者数	20	20	20	人
	実績	11	8	6	人
	利用時間見込量	240	240	240	時間
	実績	36	73	54	時間

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. サービス見込量算定の考え方

サービス名	算出方法
日中一時支援事業	令和5年度末を6人と見込み、過去の実績から横ばいの数値で算出。(月平均利用時間数10時間/人)

イ. 第7期計画における見込量

※見込量は1ヶ月の延時間数、利用者数は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
日中一時支援事業	実利用見込者数	6	6	6	人
	利用時間見込量	60	60	60	時間

ウ. 見込量の確保策

(ア) 日中一時支援事業の周知・広報と必要時に適切にサービスが提供できるように努めます。

点字・声の広報等発行事業

文字による情報収集が困難な障がい者のために、点訳・音訳により広報紙などの情報を定期的に提供する事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
点字・声の広報等発行事業	見込量	8	8	8	人
	実績	8	8	8	人

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

※見込量は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
点字・声の広報等発行事業	見込量	8	8	8	人

イ. 見込量の確保策

(ア) 視覚障がい者へ事業の周知・広報に努め、利用者の増加を図ります。

奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者や視覚障がい者との交流活動促進のため、奉仕員の養成研修を行う事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

ア. 第6期計画における見込量と利用実績

※見込量・実績は年間の回数 登録数は年間の実人数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
奉仕員養成研修事業	見込量	22回	25回	22回	回
	実績	25回	22回	25回	回
手話奉仕員	登録数	82	90	90	人
要約筆記奉仕員	登録数	4	4	4	人
点訳奉仕員	登録数	7	7	7	人
朗読奉仕員	登録数	26	26	26	人

(2) 第7期計画の見込量と確保方策

ア. 第7期計画における見込量

※見込量は年間の回数 登録数は年間の実人数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
奉仕員養成研修事業	見込量	22回	25回	22回	回
手話奉仕員	登録数	93	93	96	人
要約筆記奉仕員	登録数	4	4	4	人
点訳奉仕員	登録数	7	7	7	人
朗読奉仕員	登録数	26	26	26	人

イ. 見込量の確保策

(ア) 奉仕員養成研修の広報に努め、研修参加者及び手話奉仕員の増加を図ります。

身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

重度身体障がい者が就労等社会活動へ参加するため、自動車運転免許を取得する場合に、その経費を助成する事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

ア. 第6期計画における見込量と利用実績 ※見込量・実績は年間の件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	見込量	1	1	1	件
	実績	0	1	0	件

(2) 第7期計画の見込量

ア. 第7期計画における見込量 ※見込量は年間の件数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	見込量	1	1	1	件

イ. 見込量の確保策

(ア) 身体障がい者へ事業の周知・広報に努めます。

身体障がい者自動車改造費助成事業

重度身体障がい者が自立した生活を送るため、社会活動や就労を目的として、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その経費を助成する事業です。

(1) 第6期計画の見込量と実績

ア. 第6期計画における見込量と利用実績 ※見込量・実績は年間の件数

サービス名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
身体障がい者自動車改造費助成事業	見込量	1	1	1	件
	実績	0	0	0	件

(2) 第7期計画の見込量

ア. 第7期計画における見込量 ※見込量は年間の件数

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
身体障がい者自動車改造費助成事業	見込量	1	1	1	件

イ. 見込量の確保策

(ア) 身体障がい者へ事業の周知・広報に努めます。

第5章 第3期障がい児福祉計画

アンケート調査等から見た課題

特別児童扶養手当受給者を対象に、令和5年6月21日～7月9日まで実施したアンケート調査及び障がい者団体（2団体）・児童通所サービス事業所（3事業所）との意見交換会から、次のような課題が得られました。

【アンケート調査】

対象者	特別児童扶養手当受給者
送付者数	156人
回答数	50人
回答率	32.1%

【障がい児親の会】

団体名	実施日
はこべの会（障がい児親の会）	5月22日
ぴかそくらぶ（発達障がい児親の会）	5月17日

【児童通所サービス事業所】

団体名	実施日
ワズ	5月17日
笑明日	5月30日
岩井屋	5月31日

1. サービス提供時間の延長

「降園、下校後や、休日の過ごし方」（アンケート結果※1）についての質問では、「家庭で過ごしている」割合が約半数見られ、「現在の過ごし方についての満足度」（アンケート結果※2）については全体で約9割が「満足している」と回答しています。

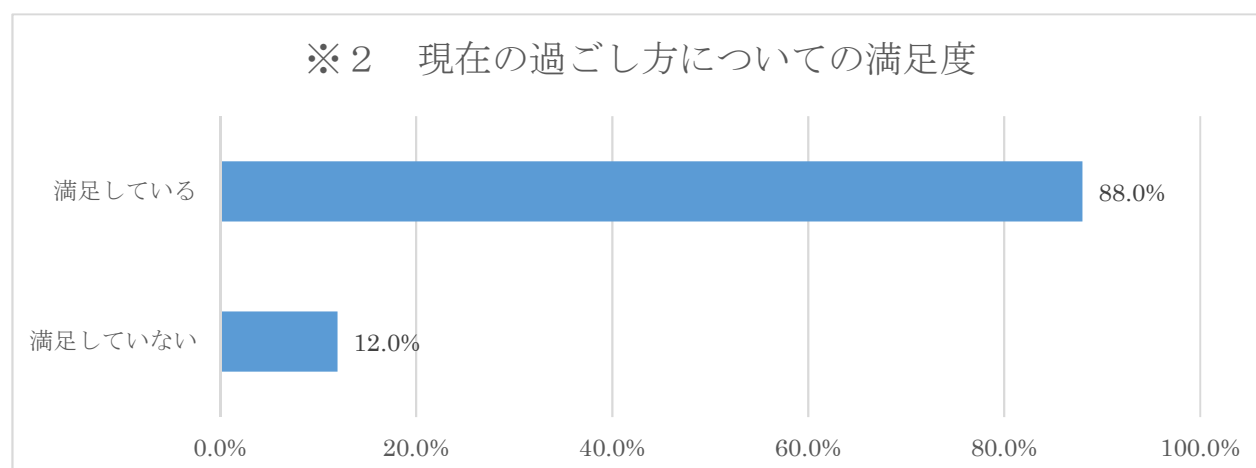
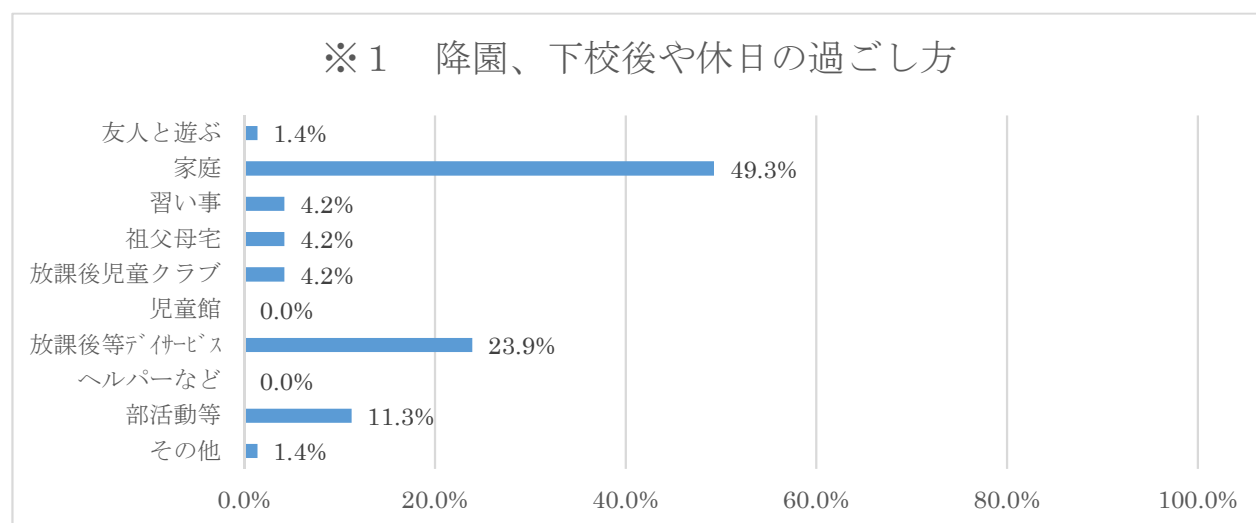
また、「現在利用しているサービスについての満足度」（アンケート結果※3）の質問では、「満足している」または「まあまあ満足している」と回答された割合が約9割を占めました。一方で、「児童発達支援、放課後等デイサービス事業所への要望」（アンケート結果※4）からは、「朝の受け入れ時間」と「帰りの時間」の延長を望む声が約半数ありました。障がい児団体からは「学校卒業後、福祉サービスを利用すると、おおむね9時30分前と、14時30分以降のサービスがないため、保護者が働けなくなるという現実がある。何らかの補助があると良い。」という声もあり、保護者の就労支援に対するニーズの高まりがうかがえます。

2. 相談支援の充実

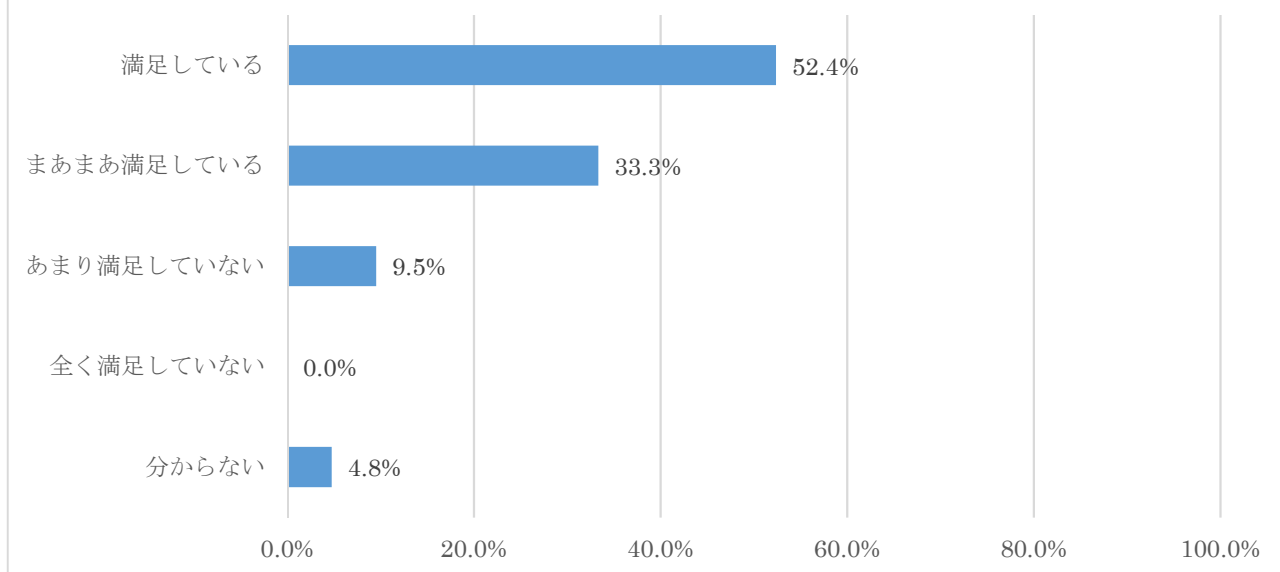
「福祉サービスを利用するに当たり困っていること」（アンケート結果※5）からは、「福祉サービス事業者が少ない」という割合が前回アンケートと比較し減少しており、令和3年度以降に放課後等デイサービス事業所が2か所増加したことが原因と考えられます。一方で、「利用できる回数や日時が少ない」という回答割合の変化が見られないことから、現在の利用頻度についてモニタリングを通じた再確認が必要であると考えられます。

「今後充実させてほしいこと」（アンケート結果※6）からは、「放課後や休日等に預けられる所」「経済的負担の軽減」「専門発達外来の質の向上」の割合が比較的高いものの、各項目に回答が分散していることから、必要とされるニーズについて個々の状況に応じた丁寧な相談対応が必要であると考えられます。また、「総合的な相談窓口の体制」について、今期計画と比較し割合が減少していることから、保健・福祉・子育て・教育の“縦割り”を廃し、すべての妊産婦、子どもと子育て家庭が抱える様々な課題を全体で対応することを目的に子どもサポートセンターが設置されたことが大きな要因となっていることが推察されます。

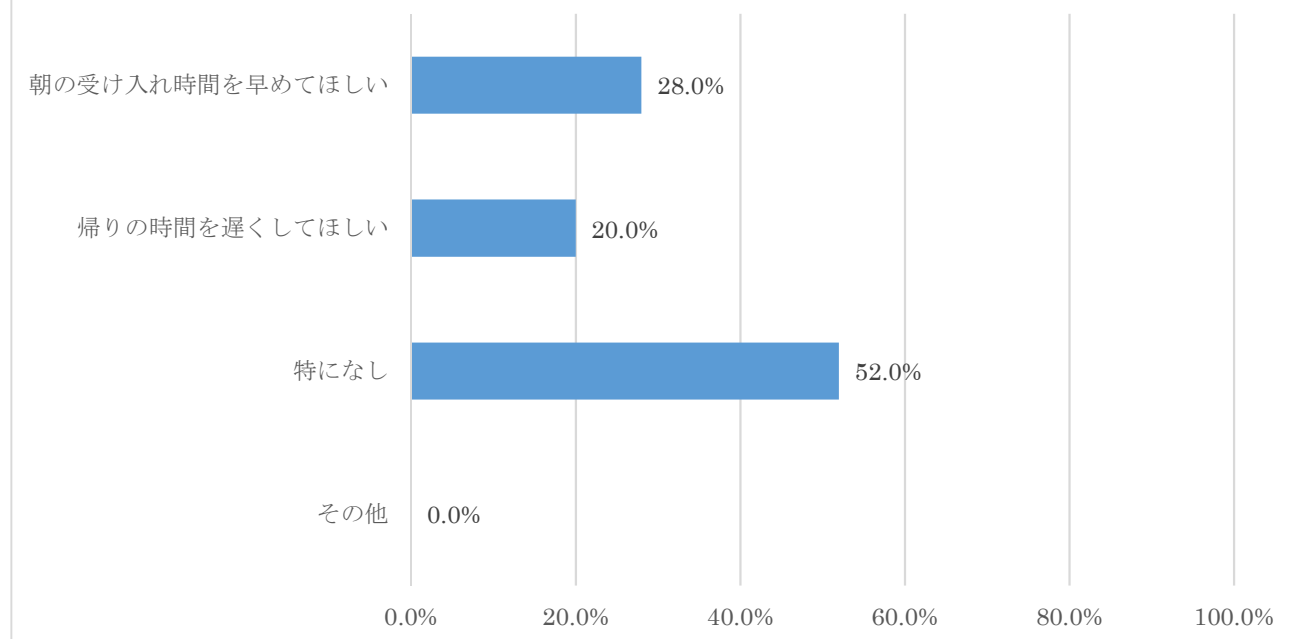
また、障がい児団体、児童通所サービス事業所からの意見として「親に寄り添いつつ必要な助言ができるような相談支援の質の向上が求められる」「安心して相談できる場所が必要」「相談支援事業所の役割が非常に大きい」「家族の形態が多様化しているため、集中的に家庭支援ができる加算を検討することが必要」といった意見もあり、行政及び相談支援事業所の役割の大きさが伺えます。



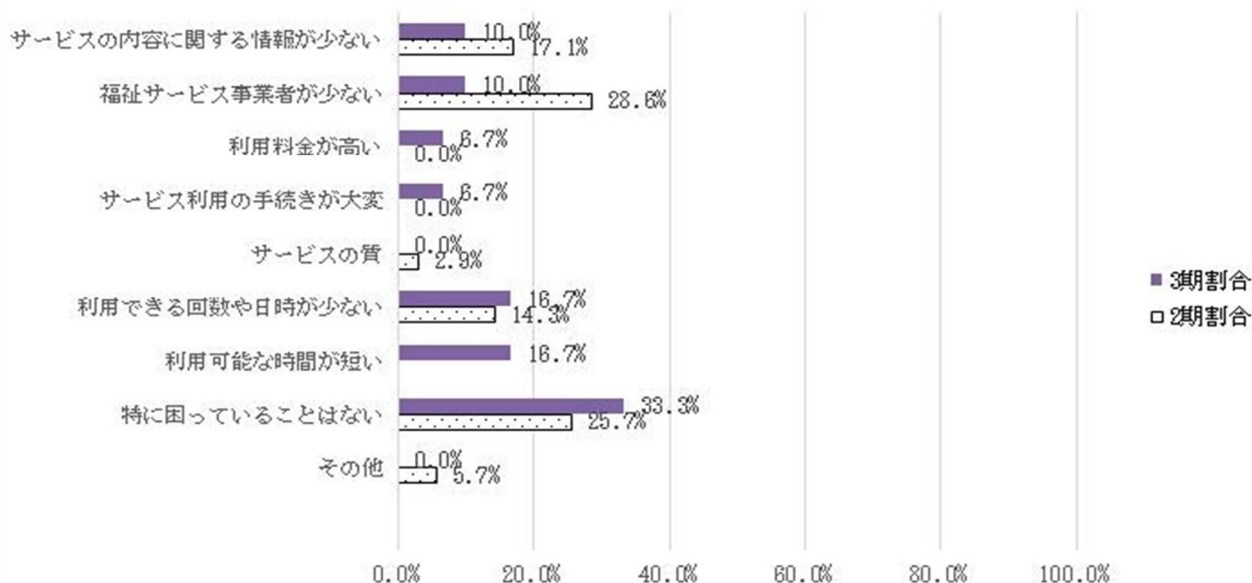
※3 利用中の福祉サービスの満足度



※4 児童発達支援・放課後デイへの要望



※5 福祉サービスを利用する上で、困っていることは何ですか？



※6 今後、充実させてほしいことはどれですか？



第6章 第3期障がい児福祉計画 障がい児支援の提供体制の確保に係る成果目標

【成果目標1】 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

1. 第2期計画に係る目標値と実績

児童発達支援センターの設置

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化		
実績	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化		

既存事業所が設置済みであります。支援会議等の中で個々のニーズに応じた個別支援を検討し、充実を図りました。

市においては、令和5年度より、子どもの成長と発達をサポート事業として（1）医療と連携した子ども発達相談窓口の開設、（2）子どもの発達への気づきを養うための機会の創設、（3）通所型の子育ち支援の提供が重点的に実施されています。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化		
実績	圏域内の既存事業所のサービスの充実及び機能強化		

圏域では2事業所が体制を構築済みであります。保育園移行児が児童発達支援事業所を併行利用するという形での療育面でのフォローや、療育コーディネーターの支援会議等への参加を促すことにより、集団適応のための専門的な支援の提供を実施しました。

2. 第3期計画に係る目標と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
児童発達支援センターの設置	令和8年度までに市または圏域に1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和8年度までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【新規】 児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	令和8年度までにすべての市町村において体制を構築

(2) 第3期計画における目標

児童発達支援センターの設置

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	圏域内既存事業所の個別支援の充実 親子参加型子育て応援プログラムによる発達支援の実施		

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	圏域内既存事業所の個別支援の充実		

【新規】児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	子ども第三の居場所にて検討及び推進		

(3) 見込み量の確保策

- ・児童発達支援センターについては、既存事業所の利用児童に対する個別支援を充実させるため、専門職の支援会議への参加を促進します。市においても、親子参加型子育て応援プログラムにより、親同士の結びつきを深めるとともに、集団遊びを通して子どもの発達を促していきます。
- ・保育所等訪問支援については、引き続き保育園移行児童の適切なフォローアップができるよう支援していきます。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築については、放課後や長期休暇の居場所の選択肢の一つとなる令和6年度開設予定の子ども第三の居場所を中心に検討し、推進していきます。

【成果目標 2】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保

1. 第2期計画に係る目標値と実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	既存事業所におけるサービスの充実		
実績	既存事業所におけるサービスの充実		

主に児童発達支援センター及び児童発達支援事業所での受け入れがありました。また、令和4年度には、圏域4市町村による共同設置の医療的ケア児を含めた重症心身障がい児者を支援する通所事業所が開設されており、市内でも利用実績がありました。なお、これまでの該当事業所は生活介護事業所として大人の受け入れが主となっていることに伴い、令和4年度からは新事業所を体制確保の該当事業所としてみなしております。

2. 第3期計画に係る目標と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

算出方法
令和8年度までに市または圏域に1か所以上確保

(2) 第3期計画における目標

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	圏域内既存事業所の個別支援の充実		

(3) 見込み量の確保策

・上小圏域としては1箇所確保済みではありますが、該当事業所から看護師を派遣し、地域の事業所利用につなげ、選択の幅が広がるよう個別の状況により検討してまいります。また、それぞれの個別支援が充実するよう、支援会議等における専門職の参加を推進していきます。

【成果目標 3】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 及び医療的ケア児等コーディネーターの配置

1. 第2期計画に係る目標値と実績

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討を実施		
実績	圏域及び市内に医療的ケア児等コーディネーター配置の協議の場設置		

圏域としては、「医療的ケア時等支援連携推進委員会」が、市としては「東御市医療的ケア児支援体制会議」が設置済みです。双方に医療的ケア児等コーディネーターが配置されており、関係各機関による協議を深め、情報共有や課題の検討等を行っています。

医療的ケア児等コーディネーターの配置（活動指標より）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	圏域	3	4	4
	市	2	2	3
実績	圏域	3	3	3
	市	2	2	2

圏域としては、上記委員会に所属し相談支援専門員として実働している3名の配置となっています。市としては、上記会議に参集する2名の資格取得者の配置としています。

2. 第3期計画に係る目標と確保方策

(1) サービス見込量算定の考え方

項目	算出方法
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和8年度までに市または圏域に設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の人数	医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の調整及び協議の場に参画し地域における課題の整理や地域資源の開発を行う役割を担うコーディネーターを令和8年度までに市または圏域に配置

(2) 第3期計画における目標

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	圏域及び市内の既存の協議会にて議論を深め、情報共有や課題等の検討を実施		

医療的ケア児等コーディネーターの配置の人数（活動指標より）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標	圏域配置	3	3	3
	市配置	2	3	3

(3) 見込み量の確保策

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

・圏域及び、市に設置済みの既存の協議の場において、多職種連携のもと協議を深め、情報共有や課題の検討等に努めます。

医療的ケア児等コーディネーターの配置の人数

・圏域委員会に所属し、実働している相談支援専門員として3名の配置を継続します。市内会議における配置人数を増やし、より専門的な協議ができるよう努めます。また、引き続き資格取得を推進し、地域の支援体制構築に貢献できる人材の配置を目指します。

第7章 第3期障がい児福祉計画

各サービスの見込量及び確保方策（活動指標）

1. 障がい児通所支援等の見込み量及び確保方策

児童発達支援

就学前の特別な支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的管理下での支援が必要である障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し居宅を訪問して発達支援を提供するサービス

福祉型児童入所支援

障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービス

医療型児童入所支援

障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービス

障害児相談支援

福祉サービスを利用する前に支援計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行うサービス

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援の為に地域づくりを推進する役割を担うもの

(1) 第2期障がい児福祉計画の見込量と実績

- ① 児童発達支援は、早期発見早期療育支援の観点から既存の児童発達支援センターや事業所等利用促進に努めています。大幅な増加はありませんが、療育が必要な児童を適切につないでいます。
- ② 医療型児童発達支援は、サービス提供事業所が遠方である為、利用ニーズがありませんでした。
- ③ 放課後等デイサービスは、令和3年度、令和4年度と2年連続で1か所ずつ事業所が増加したことや、共働き家庭の増加、個別支援のニーズの高まり等により、大幅な増加がありました。
- ④ 保育所等訪問支援は、計算上1年当たりの利用頻度が低いことにより見込み量を下回っていますが、児童発達支援センターからの移行児童があった年度には利用者がありました。
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援は、対象児童が限られており、見込み量を達成していません。
- ⑥ 福祉型児童入所支援は、令和4年度以降、新規利用児がいない状況です。
- ⑦ 医療型児童入所支援は、1名が継続利用中です。
- ⑧ 障害児相談支援は、放課後等デイサービス利用児童増加に伴い、増加しています。
- ⑨ 医療的ケア児等コーディネーター（成果目標に記載）

※利用日数は年間単位、利用童数は月間単位で算出

サービス名	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
児童発達支援	利用日数	見込量	218	228	238	人日分
		実績	207	176	215	
	利用児童数	見込量	24	25	27	人
		実績	21	17	24	
医療型児童発達支援	利用日数	見込量	5	5	5	人日分
		実績	0	0	0	
	利用児童数	見込量	1	1	1	人
		実績	0	0	0	
放課後等デイサービス	利用日数	見込量	474	482	490	人日分
		実績	611	809	728	
	利用児童数	見込量	68	75	81	人
		実績	74	90	91	
保育所等訪問支援	利用日数	見込量	1	2	2	人日分
		実績	0	0	1	
	利用児童数	見込量	1	2	2	人
		実績	0	0	1	
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	見込量	1	1	1	人日分
		実績	0	0	0	
	利用児童数	見込量	1	1	1	人
		実績	0	0	0	

福祉型児童入所支援	利用児童数	見込量	1	1	1	人
		実績	1	0	0	
医療型児童入所支援		見込量	1	1	1	人
		実績	1	1	1	
障害児相談支援	見込量	21	22	22	人	
	実績	20	23	23		

※医療的ケア児等コーディネーターについては、成果目標に記載

(2) 第3期障がい児福祉計画の見込量と確保方策

ア. サービス見込量算定の考え方

令和3年度から令和5年度の利用実績とアンケート結果を踏まえ、令和8年度末の利用者数と平均月間利用量を見込みます。

量を算出するもの	単位	算出方法
利用日数	人日分	月間の実利用人数×1人1月あたりの平均利用日数
利用児童数	人	月間の実利用人数

イ. 第3期計画における見込量

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
児童発達支援 (医療型含む)	利用日数	223	231	239	人日分
	利用児童数	25	26	27	人
放課後等デイサービス	利用日数	737	745	754	人日分
	利用児童数	92	93	94	人
保育所等訪問支援	利用日数	1	2	2	人日分
	利用児童数	1	2	2	人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	1	1	1	人日分
	利用児童数	1	1	1	人

福祉型障害児入所支援	利用児童数	1	1	1	人
医療型障害児入所支援		1	1	1	人
障害児相談支援		24	25	25	人

※医療的ケア児等コーディネーターについては、成果目標に掲載

ウ. 見込量の確保策

- (ア) 児童発達支援は圏域外事業所の利用も促進しつつ見込み量を確保していきます。
- (イ) 放課後等デイサービスについては、放課後の居場所の選択肢の一つとなる子ども第三の居場所を含め、個々に合った適切な場について幅広く検討しつつ、療育が必要な児童が確実に利用できるよう努めます。
- (ウ) 保育所等訪問支援は、インクルージョンの観点からも、児童発達支援センターからの移行者のみならず、地元園通園児や就学児も利用できるよう実施事業所と協議していきます。
- (エ) 居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援は利用ニーズを把握し、情報提供に努め、必要な児童の利用促進を図ります。
- (オ) 障害児相談支援は、今後もサービス利用者全員に適切に提供されるよう努めます。

2. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム

保護者がお子さんとのより良いかかわり方を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、お子さんの発達促進や行動改善を図るもの

ペアレントメンター

発達障がいのある子を育てた経験のある保護者が、同じ立場の保護者の悩みに対し、共感的に傾聴し、経験談を話し、情報提供等を行うもの

ピアサポート

同じ課題や境遇における人が互いに支えあい、助け合うこと

(1) 第2期障がい児福祉計画の見込量と実績

- ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数については、圏域基幹相談支援センターが主催しているものに市内から1名の参加がありました。市としては、令和3年度までは教育課で実施されており、令和4年度に子どもサポートセンターが設置されて以降は、保護者の支援一環として個別と集団を対象に取り組み、受講者数の大幅な伸びがありました。
- ② ペアレントメンターについては、コロナ禍により親の会の開催自体ができない状態であったり、再開しても参加者が少なく、親の会の開催方法等についての検討をしているところです。
- ③ ピアサポートの活動への参加人数については、ピアサポート研修が圏域自立支援協議会の地域生活移行専門部会共催で執り行われました。活動の場としては、精神科デイケアを始めとし9か所ありますが、対象は発達障がいに特化されていない状況です。

項目	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	見込量	圏域	11	11	人/年
		市			
	実績	圏域	0	1	
		市	12	22	
ペアレントメンターの人数 (県事業)	見込量	親の会等において県ペアレント・メンター事業の活用を検討			
	実績	コロナ禍により親の会の開催自体が困難			
ピアサポートの活動への参加人数	見込量	ピアサポート活動について学ぶ機会の設定と、ピアサポート活動への支援方法を検討			
	実績	養成研修や活動の場についての情報提供を実施			

(2) 第3期障がい児福祉計画の見込量と確保方策

ア. 第3期計画における見込み量

過去の利用実績を踏まえ、令和8年度末の利用者数を見込みます。

種別	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等	受講者 (保護者)数	45	50	50	人/年
	実施者 (支援者)数※	5	6	7	
ピアサポートの活動	参加人数	養成研修や活動の場等の情報提供を実施			

※新規

イ. 見込量の確保策

- ・ペアレントトレーニングにつきましては、保護者の子育て支援の一環として子どもサポートセンターを中心に引き続き実施していきます。また、実施者についても研修等への参加を促進していきます。
- ・ピアサポートにつきましては、養成研修や活動の場等についての情報提供を行います。

3. 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握 及びその提供体制の整備

公立・私立保育所

保護者の就労や病気等により、家庭内での保育が困難な乳児または幼児を保育する施設

認定こども園

就学前の児童に対し教育と保育を一体的に行う施設

放課後児童クラブ

保護者の就労等により保育に欠ける児童に対し遊びや生活の場を提供する施設

児童館

健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを利用目的とした施設

(1) 第2期計画の見込量と実績

ア. 第2期計画における見込量と利用実績

- ・公立・私立保育所及び認定こども園で加配対応をしている児童数です。支援の必要性の有無を充分検討した上で適切に配置しております。
- ・児童館、放課後児童クラブを利用している手帳所持児については、令和3年度から4年度にかけ、家庭で過ごせるようになり放課後等デイサービス利用に移行するなどの変化がありました。その後は横ばいが続いています。

※年間の実人数

種別	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
公立・私立保育所・認定こども園 (未診断含む)	見込量	46	46	46	人
	実績	15	22	33	人
児童館・放課後児童クラブ (各種手帳所持者)	見込量	2	2	2	人
	実績	5	1	1	人

(2) 第3期計画の見込量と確保方策

ア. 第3期計画における見込量

利用実績及び市内の児童数の状況等を踏まえ、令和8年度末の利用者数を見込みます。

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
公立・私立保育所・認定こども園	35	35	35	人
児童館・放課後児童クラブ	2	2	2	

イ. 見込量の確保策

- ・公立・私立保育所及び認定こども園は、利用ニーズを把握し、必要な児童に引き続き加配・個別対応していきます。
- ・児童館及び放課後児童クラブは、利用ニーズを把握し、必要に応じた配慮を検討していきます。
- ・特別な支援の必要な児童が子育て支援等を障壁なく希望に沿って利用できるよう受け入れ体制の整備を行っていきます。

卷末資料

1. 東御市障害者総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 東御市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児（以下「障害（児）者」という。）の相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉のシステムづくりに関する協議を行うため、東御市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の整備に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 障害福祉計画、障害者計画等の策定、進捗管理に関すること。
- (5) その他地域の障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体
- (2) 社会福祉事業者
- (3) 社会福祉活動者
- (4) 医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用、就労関係者
- (7) 障害（児）者及びその家族
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で委員の任期を延長することができる。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議へ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期については、第4条の規定に関わらず、委嘱した日から平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成21年3月27日告示第31号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日告示第14号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月1日告示第66号)

この告示は、告示の日から施行する。

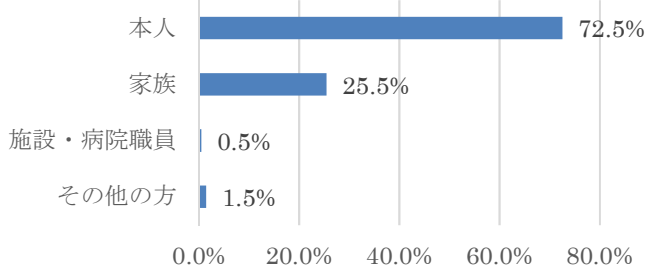
2. 東御市障害者総合支援協議会委員名簿

区 分	団 体 等	氏 名	備考
障がい者団体	東御市身体障害者福祉協会	荻原 太郎	副会長
	東御市聴覚障害者協会	松林 祐子	
	ゆるりの会（視覚障がい者団体）	福井 紀子	
	東御市手をつなぐ育成会	北沢 恵子	
	東御市陽だまりの会（精神障害者家族会）	井出 容子	
	はこべの会（障がい児親の会）	小林 里枝	
	ぴかそくらぶ（発達障がい児親の会）	池本 智恵子	
社会福祉事業者	ワズ株式会社	大山 裕二	
	社会福祉法人 ちいさがた福祉会	岩佐 淳	
社会福祉関係者	東御市社会福祉協議会	高岡 久章	会長
	東御市民生児童委員協議会 (令和5年11月30日まで)	横澤 義男	
	東御市民生児童委員協議会 (令和5年12月1日から)	齊藤 辰子	
	りらの会（ボランティア団体）	竹内 紀子	
教育関係者	上田養護学校	鈴木 しのぶ	
	東御市教育支援委員会 北御牧小学校	徳嵩 隆治	
アドバイザー	上小圏域障害者総合支援センター	橋 詰 正	

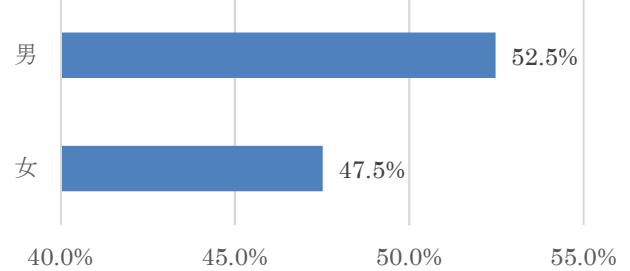
3. 障がい者向けアンケート調査集計結果

送付者数：664名 回答数：242名 回収率：36.4% 実施期間：令和5年6月2日～令和5年6月23日

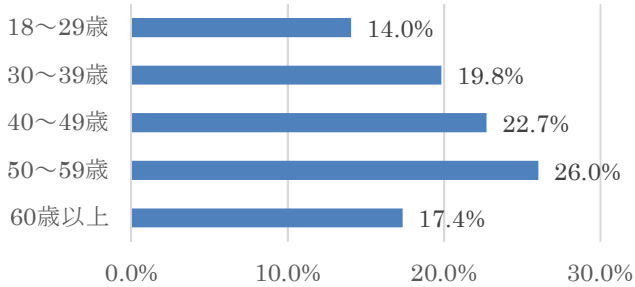
【1】アンケートの回答者



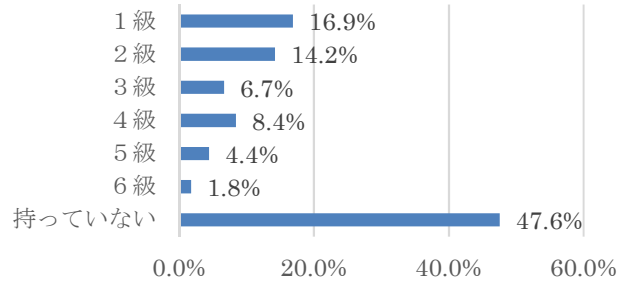
【2】性別



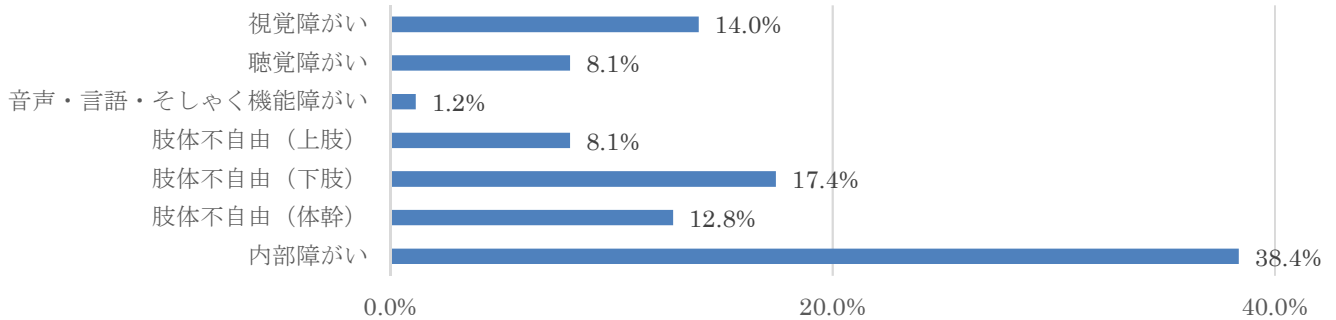
【3】年齢



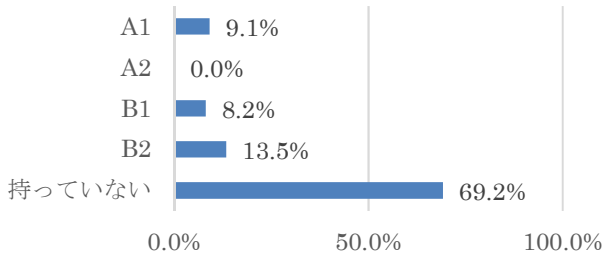
【4】身体障害者手帳の等級



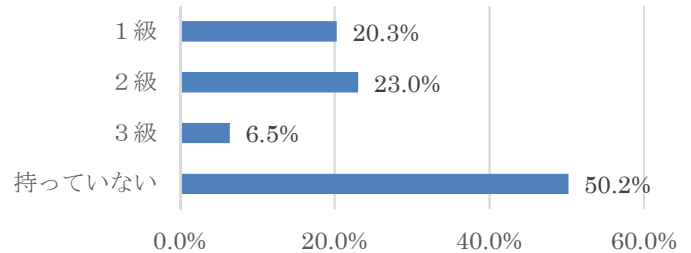
【5】身体障害者手帳の種別



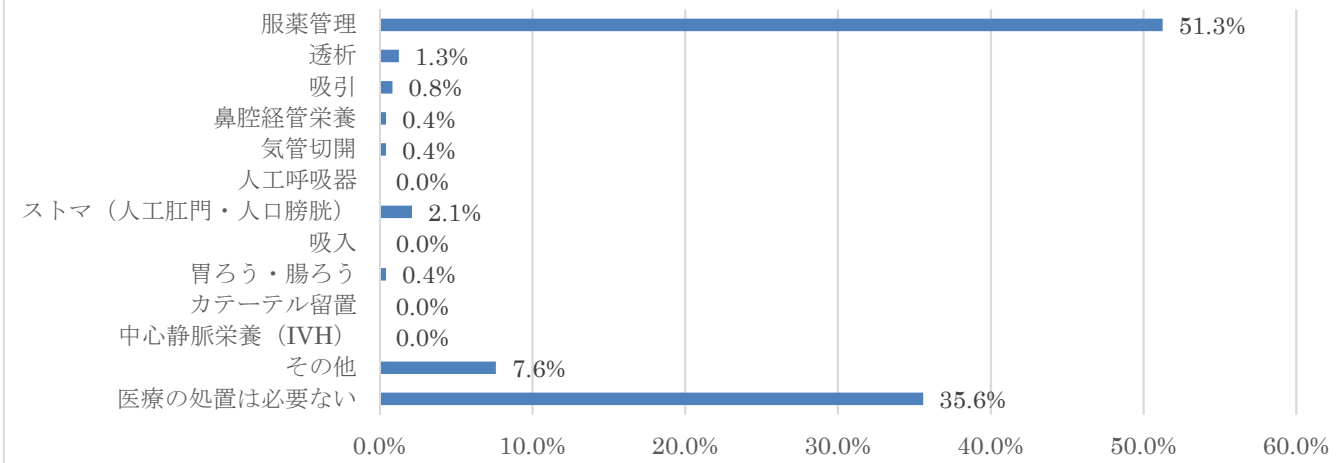
【6】療育手帳の等級



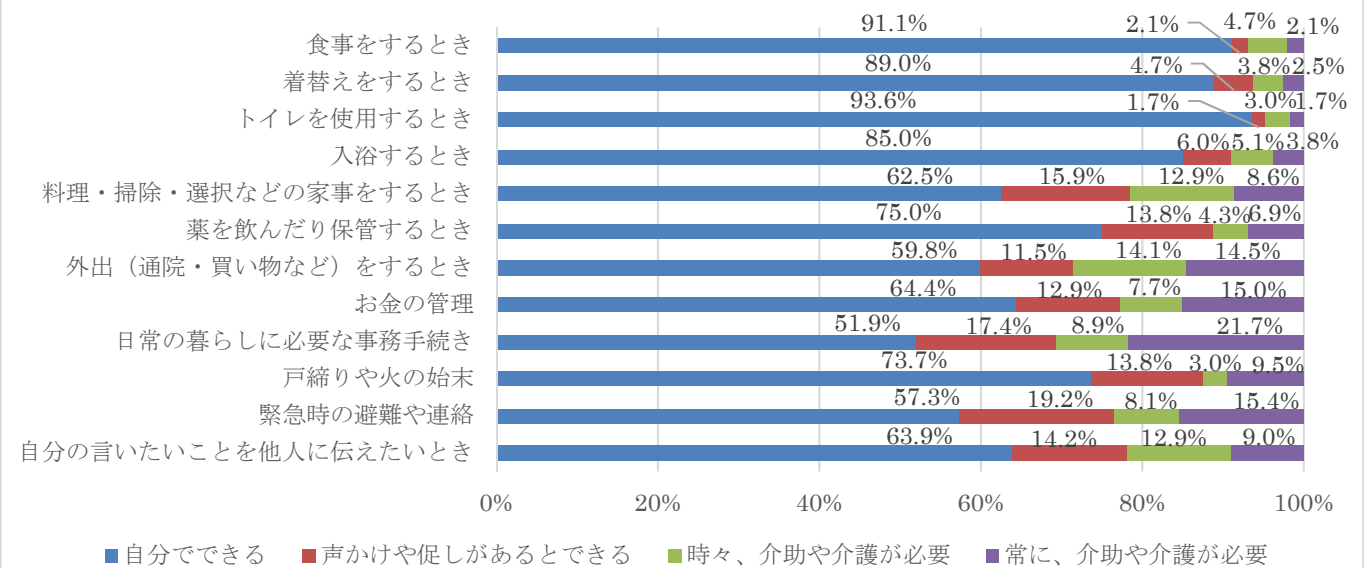
【7】精神障害者保健福祉手帳の等級



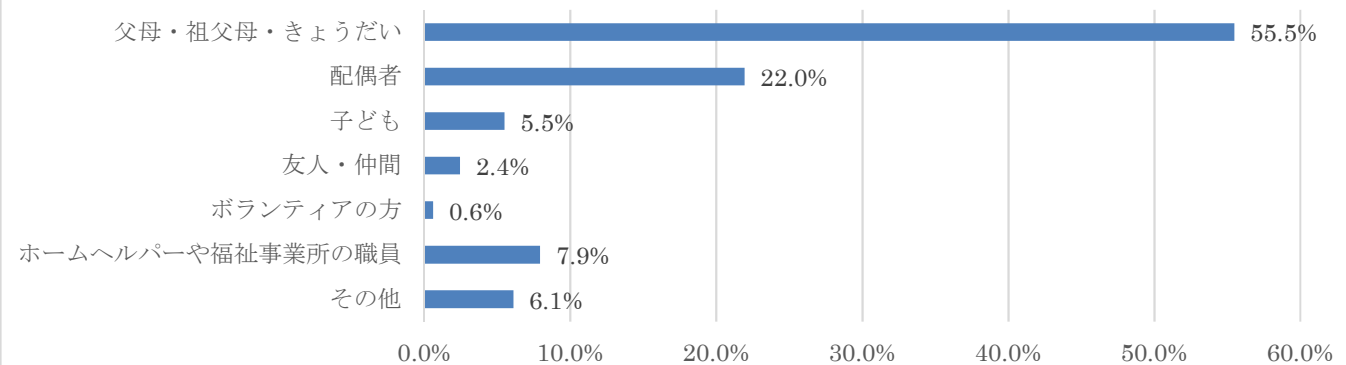
【8】 日常必要な医療の処置（複数回答）



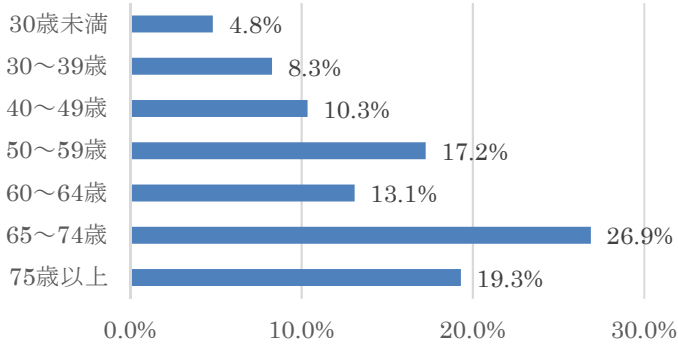
【9】 支援が必要な時



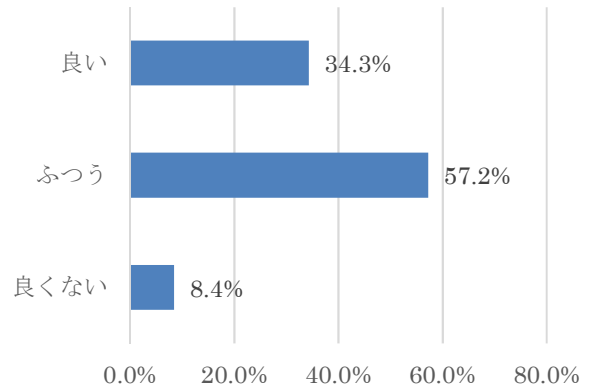
【10】 【9】 で自分でできる以外と答えた方→日頃、主に援助、介助、介護している人



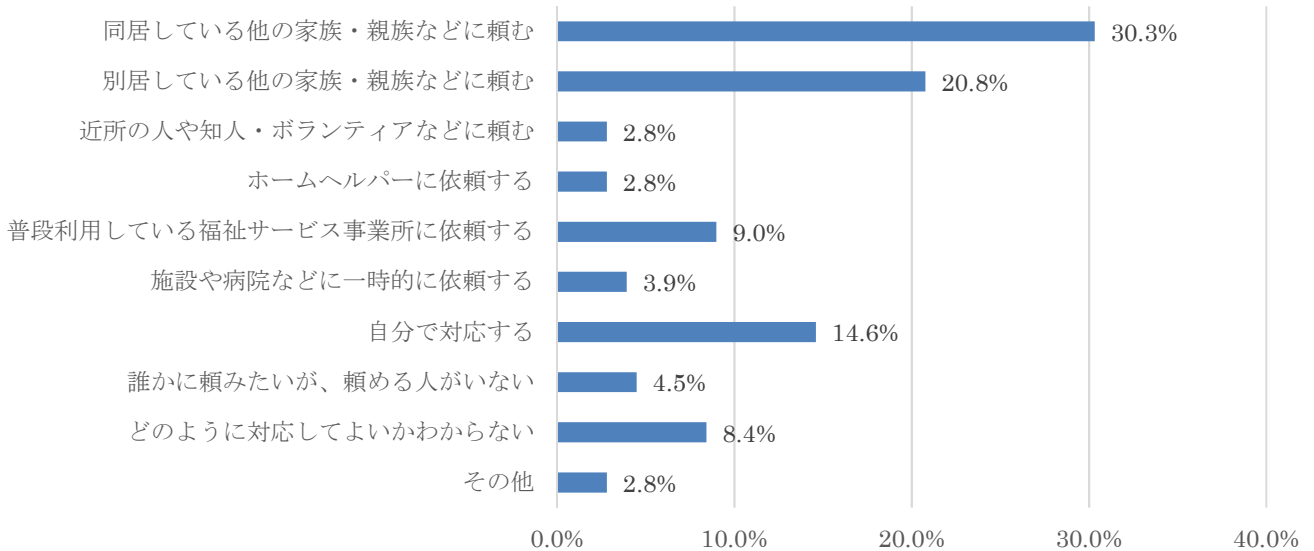
【11】 【10】で介護者が父母等、配偶者、子どもと答えた方→支援者の年齢



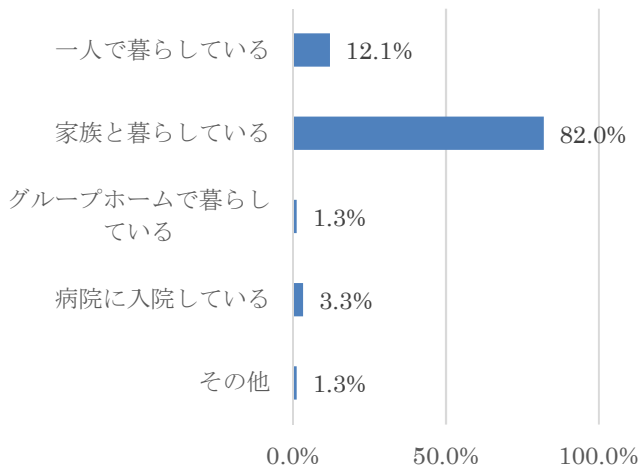
【12】 支援者の健康状態



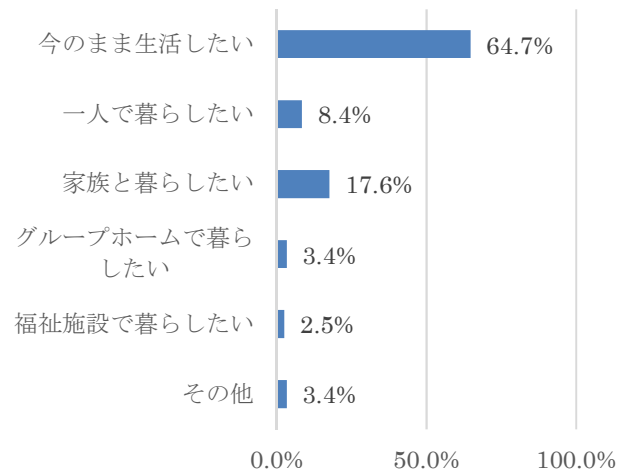
【13】 支援者が一時的に支援できなくなった場合は



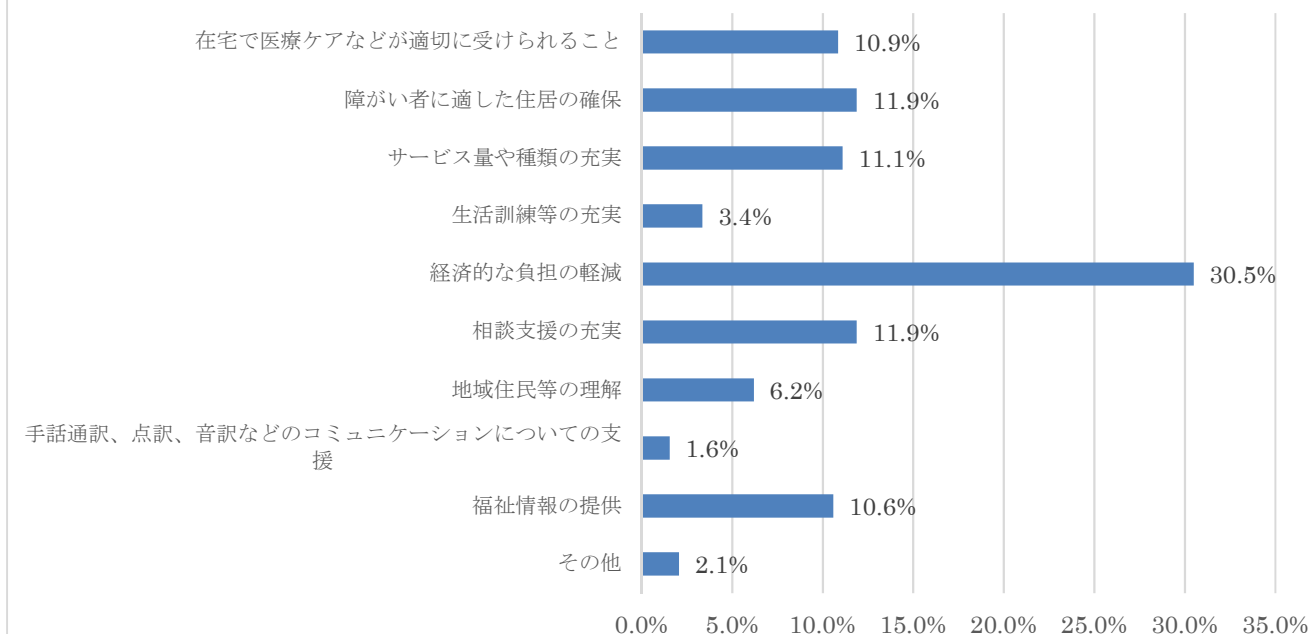
【14】 現在どのように暮らしているか



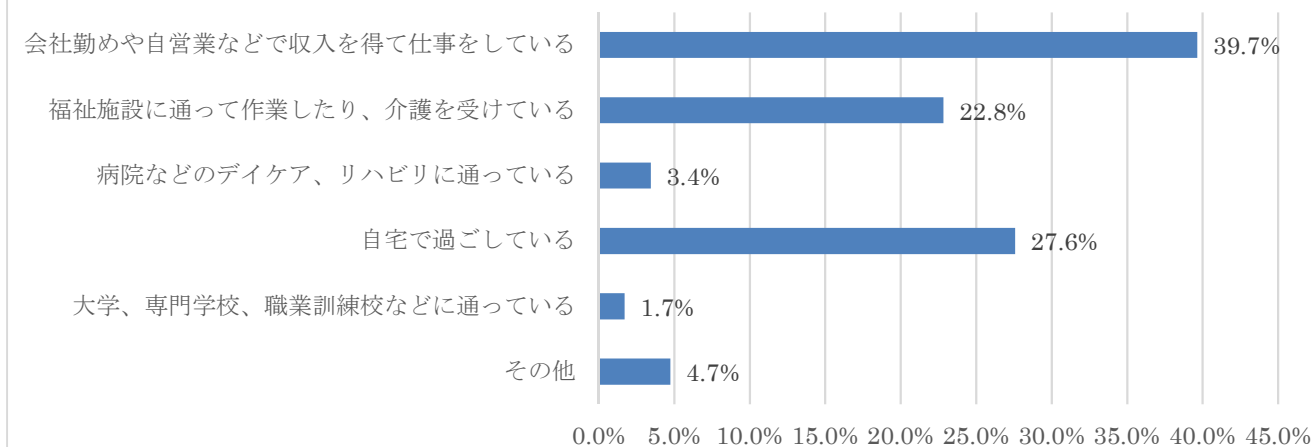
【15】 今後、どのように暮らしたいか



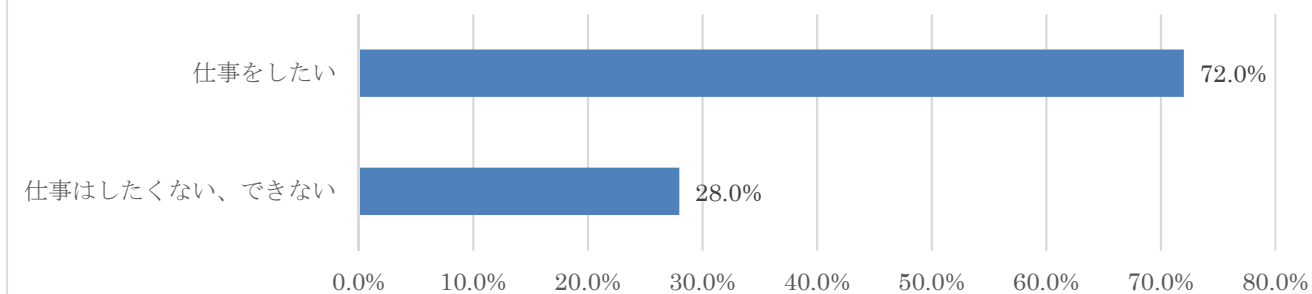
【16】 地域で生活するために必要なもの（複数回答）



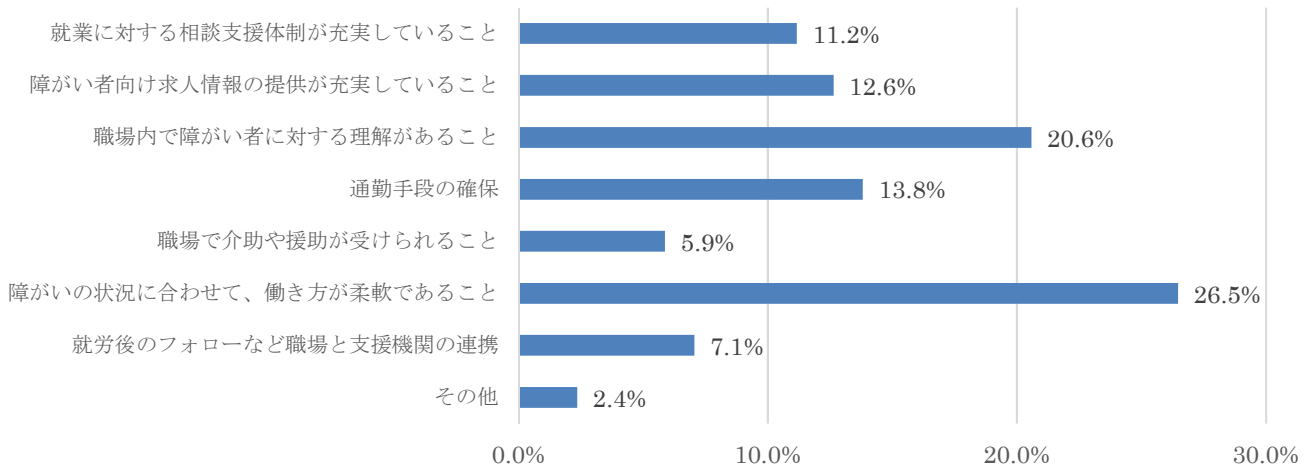
【17】 平日の日中の過ごし方



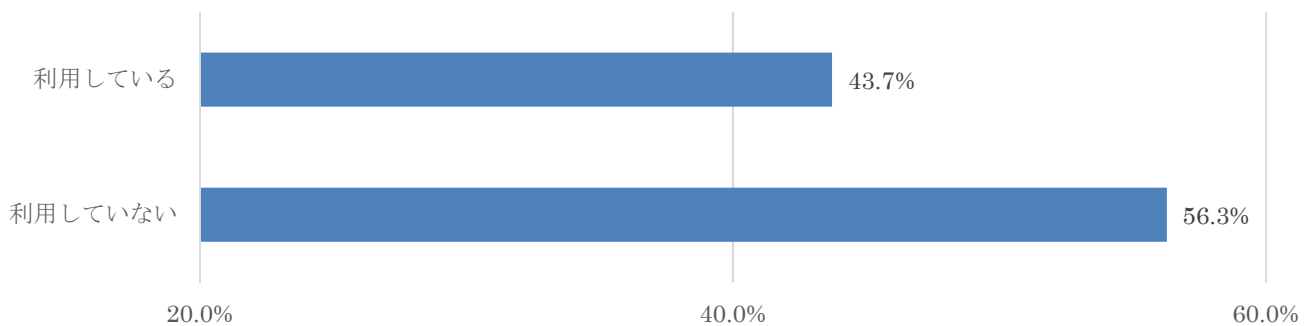
【18】 【17】で収入を得て仕事をしていると答えた以外の方→今後、収入を得る仕事をしたいか



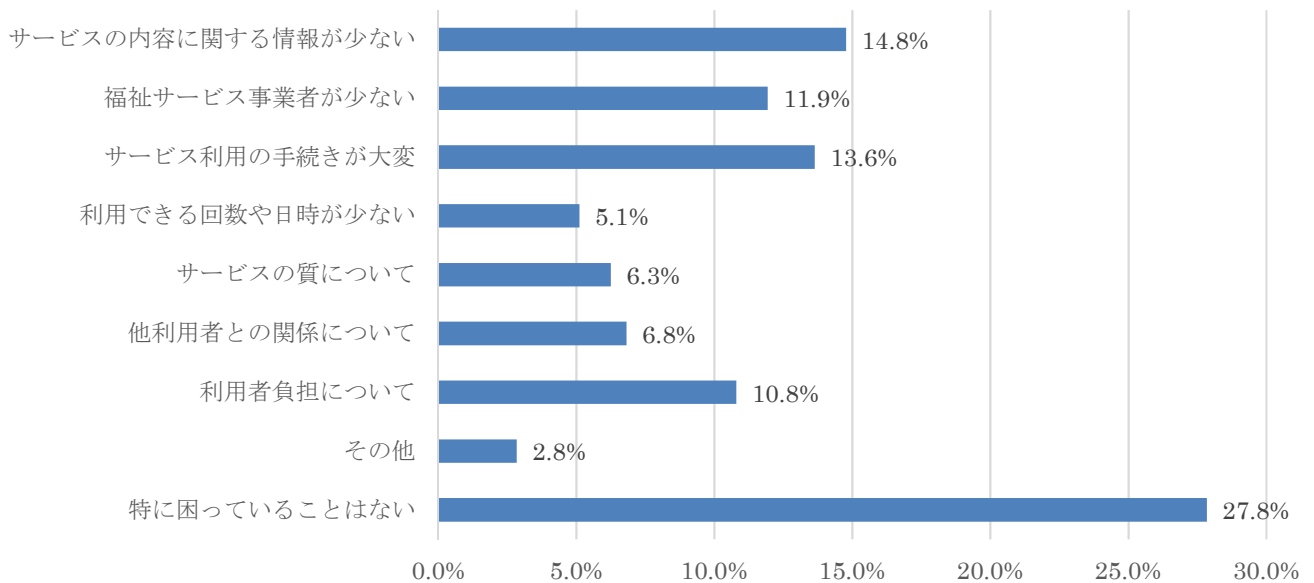
【19】 障がい者の就労支援として必要なもの（複数回答）



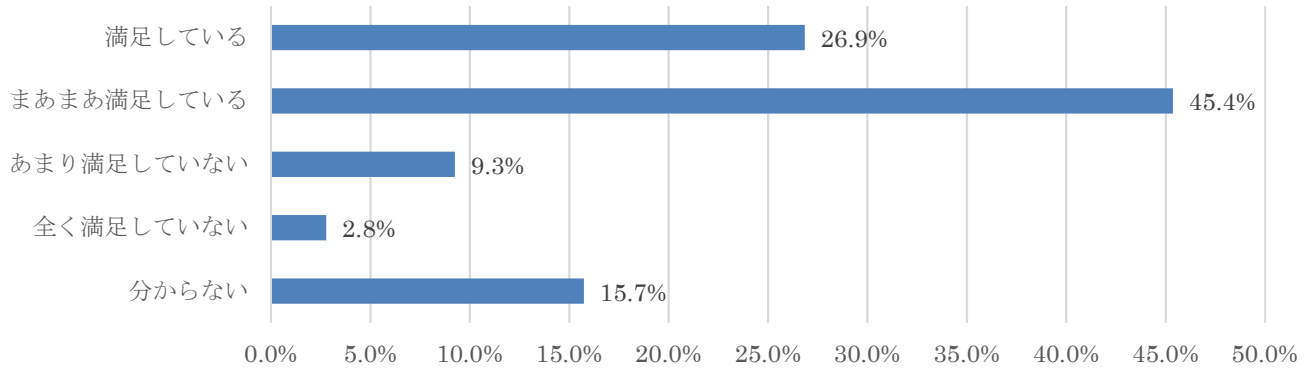
【20】 現在、障がい福祉サービスを利用しているか



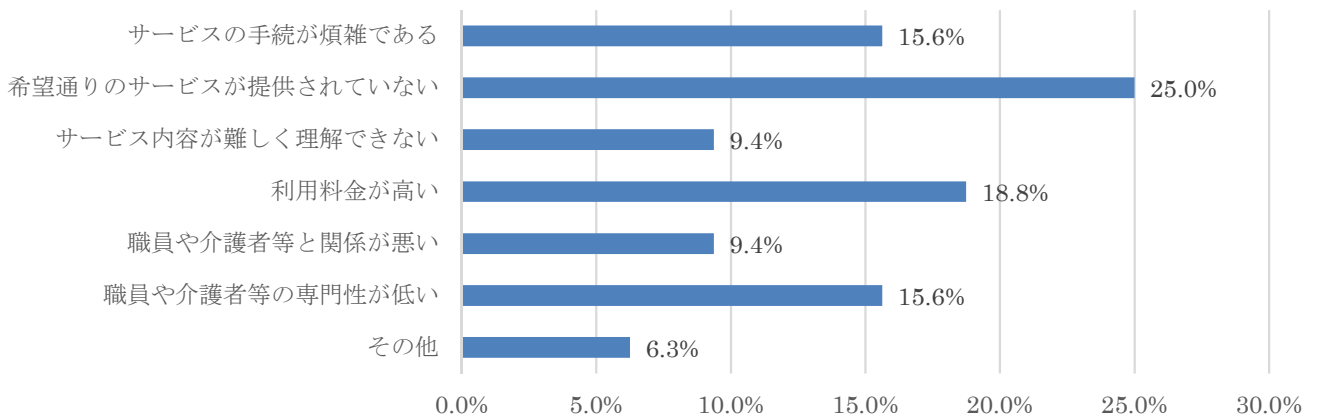
【21】 【20】 で利用していると答えた方→サービスを利用する上で、困っていること



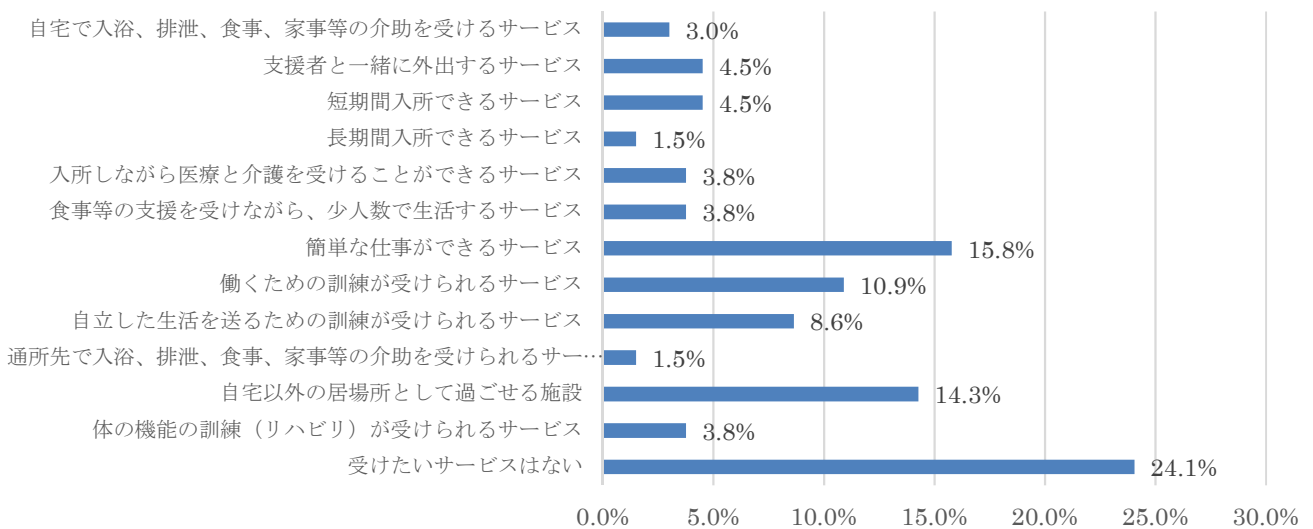
【22】 【20】 で利用していると答えた方→障がい福祉サービスには満足しているか



【23】 【22】 であまり満足していない、全く満足していないと答えた方
→満足していない理由（複数回答）

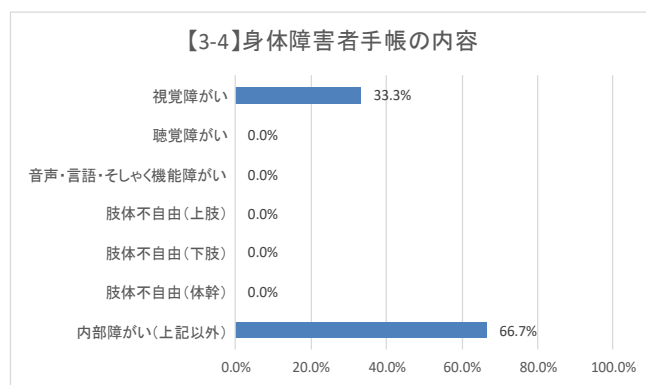
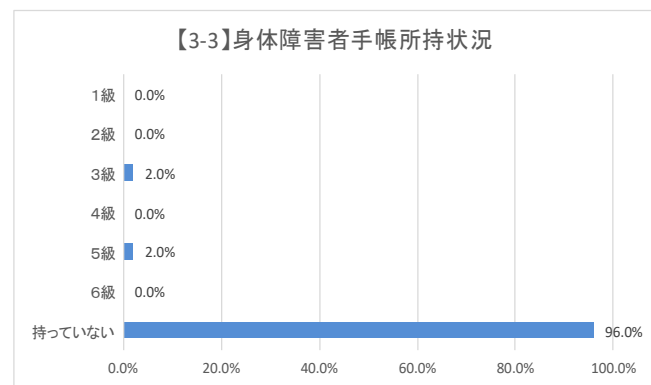
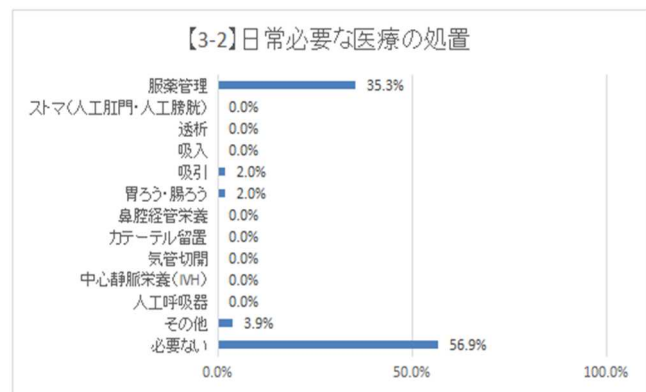
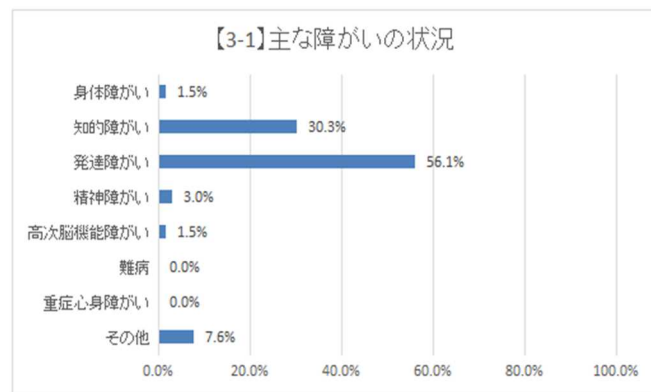
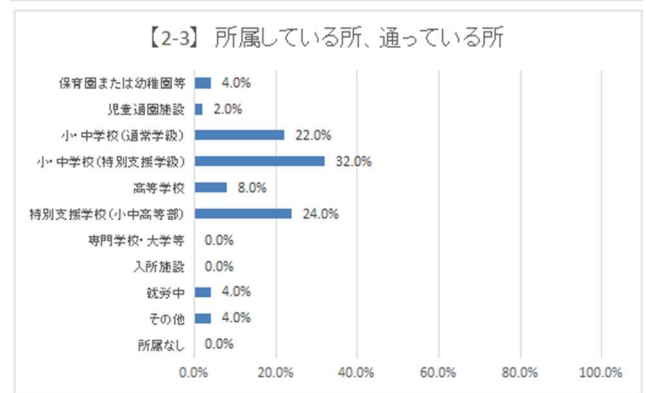
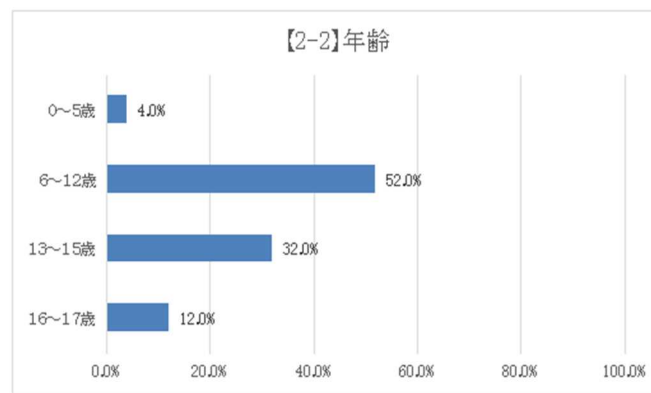
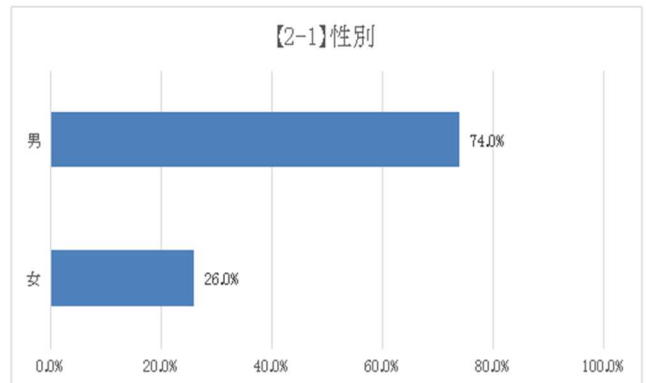
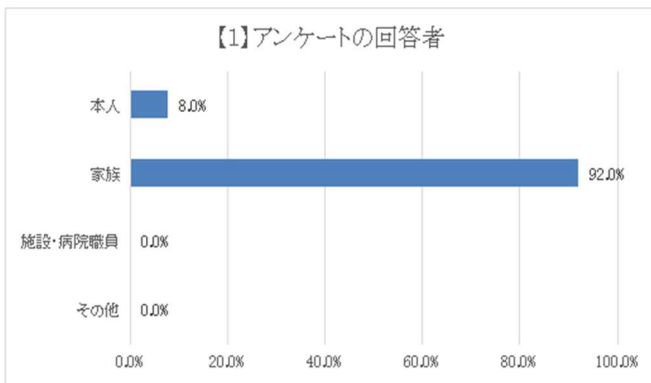


【24】 今後利用したいまたは継続したいサービス（複数回答）

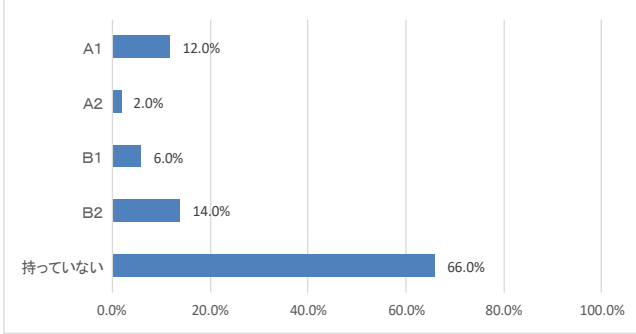


4. 障がい児向けアンケート調査集計結果

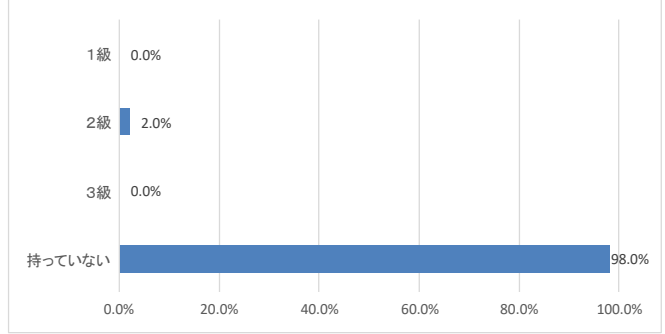
送付者数：156名 回答数：50名 回収率：32.1% 実施期間：令和5年6月21日～令和5年7月9日



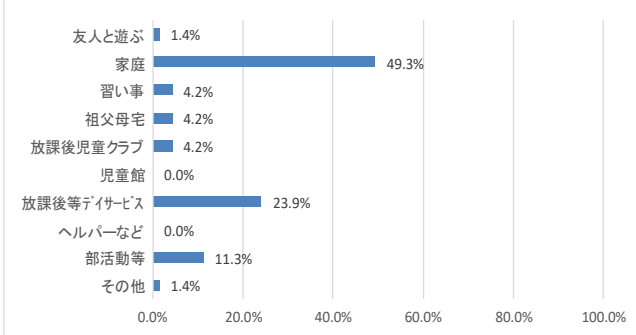
【3-5】療育手帳所持状況



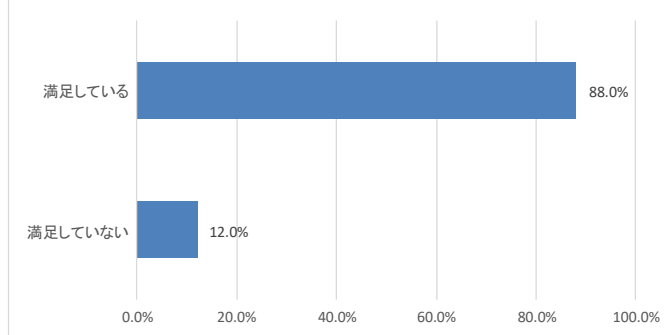
【3-6】精神障害者保健福祉手帳所持状況



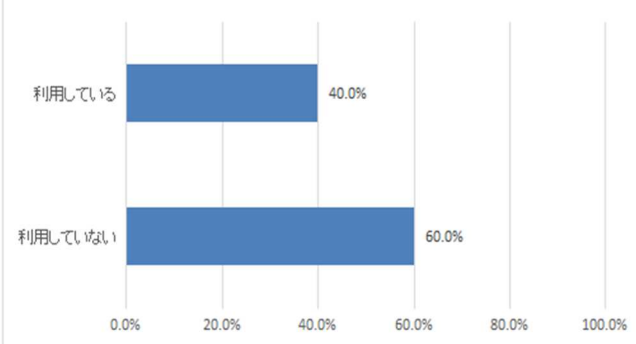
【4-1】降園、下校後や休日の過ごし方



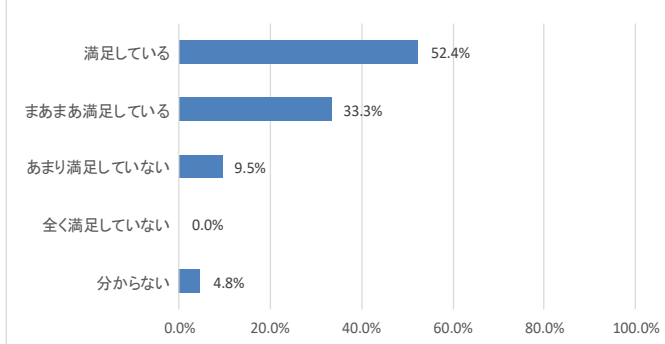
【4-2】4-1の過ごし方についての満足度



【5-1】福祉サービスの利用有無



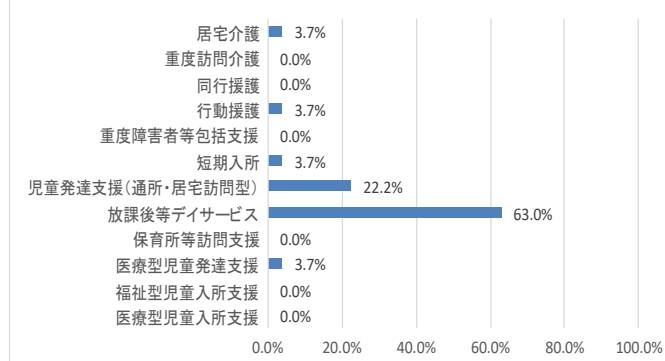
【5-2】利用中の福祉サービスの満足度



【5-3】福祉サービスに満足していない理由



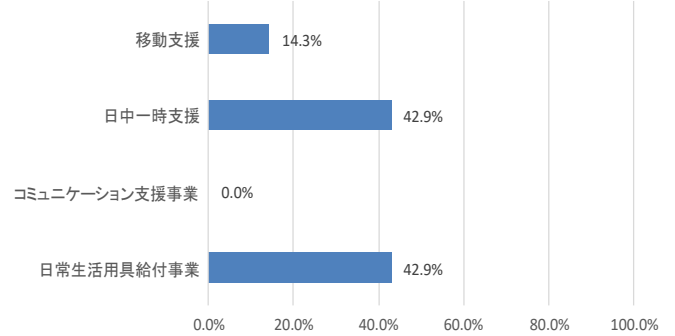
【5-4-1】利用中のサービス



【5-4-2】今後利用したいサービス



【5-5-1】地域生活支援事業利用状況



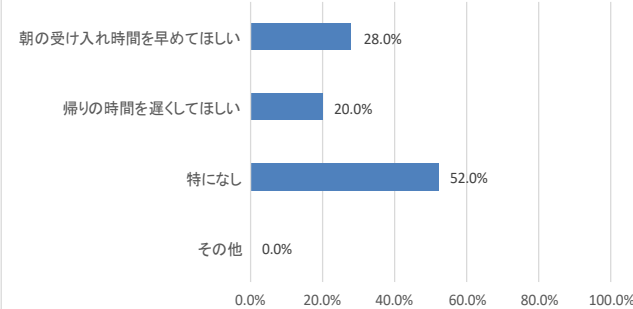
【5-5-2】今後利用したい地域生活支援事業



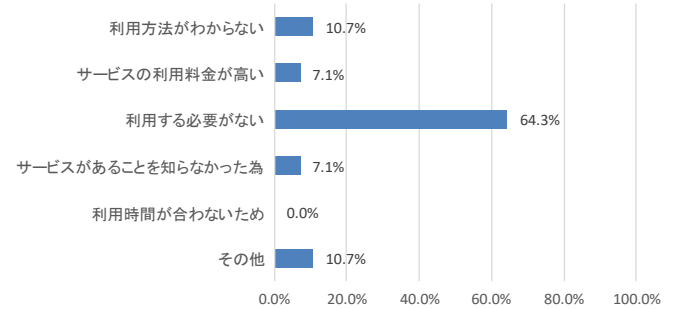
【5-6】福祉サービスを利用する上で、困っていることは何ですか？



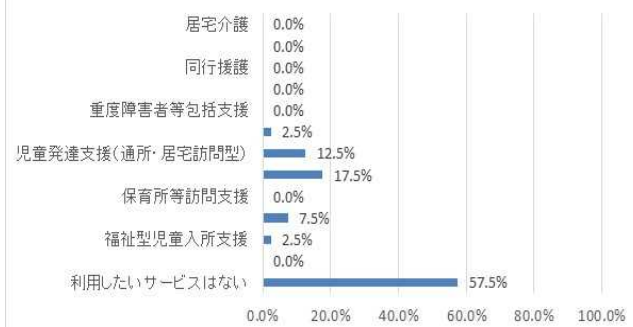
【5-7】児童発達支援・放課後デイへの要望



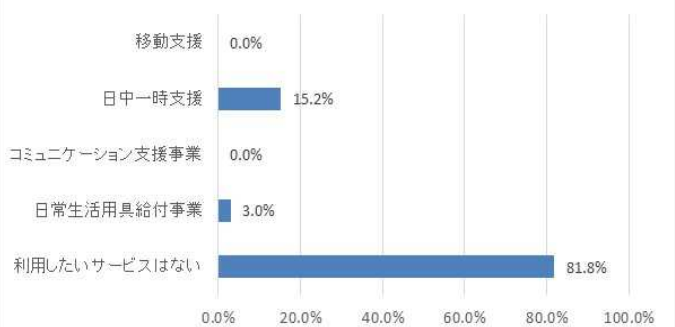
【5-8】サービスを利用していない理由



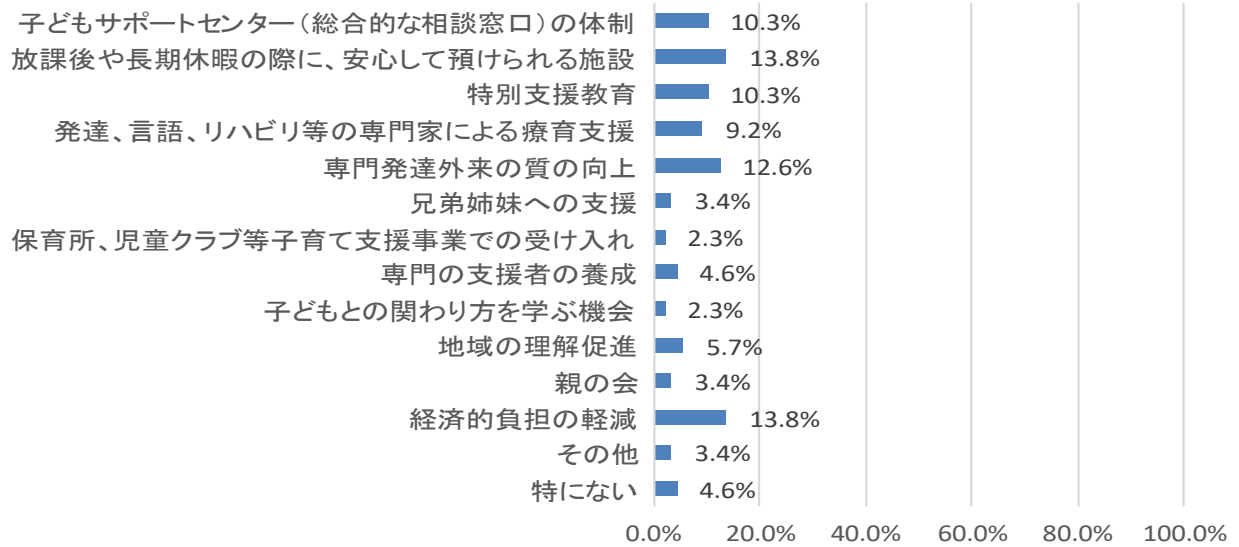
【5-9】今後利用したいサービス



【5-10】今後利用したい地域生活支援事業



【6】今後充実させてほしいこと



5. 障がい者団体からの意見聴取

団体名	実施日
東御市身体障がい者福祉協会	7月4日
東御市聴覚障がい者福祉協会	7月7日
ゆるりの会（視覚障がい者団体）	7月20日
東御市手をつなぐ育成会	7月24日
東御市陽だまりの会（精神障がい者家族会）	6月8日

①障がい福祉サービス、社会資源について

課題

- * 障害支援区分の更新頻度が短い。
- * 各種サービス毎に申請書があり手続きが大変。また、記載箇所が多く、内容が難しいため、障がいによっては申請が困難である。また、障がい福祉サービスに関する情報が不足している。
- * 車の改造費の補助について改造できる部分に制限があり、補助対象外の箇所を改造すると、改造費の負担が大きい。
- * 居宅介護サービスや同行援護サービス等を行ってくれる事業所及びヘルパーが不足しているため、必要なサービスが受けられていない。
- * 東御市には入所施設がないため、緊急時に対応してくれるところがない。

要望

- * 各種福祉サービスの申請手続きが1回で簡単にできるようなシステムの構築。
- * 聴覚障がい者に特化した送迎サービスがほしい。病院などで難しい説明を受けても対応できる通訳者が必要。
- * 聴覚障がい者が施設入所する際、話すことができないため、手話ができる職員がいるとよい。施設の職員に向けた手話の養成が必要。
- * ヘルパーの人材確保のため、ヘルパーの報酬を市で上乘せをしたらどうか。
- * グループホームの増設を希望。また、市内5地区に1カ所ずつ、サテライト型グループホームを設置してほしい。
- * 施設やグループホームに入所をすると、使用できなくなる在宅サービスがあるため、入所しても使える代替のサービスが欲しい。

②移動について

課題

- * タクシー利用時に車いすを運転手が積んでくれないため、車いすを使用している障がい者は、タクシー券があっても使えない。
- * 福祉タクシーの予約が取りづらく、緊急時に使用できない。
- * 福祉タクシーを利用する際に手話が通じないため、コミュニケーションが取れない。

要望

- * 市外のタクシー会社でもタクシー券を利用できるようにしてほしい。
- * レッツ号、土日・お昼・夕方のもう少し遅い時間帯も運行をしてほしい。
- * レッツ号の周知・啓発が必要。
- * 障がい福祉事業所へ通所する際の交通費を助成してほしい。

③防災について

要 望

- * 災害が起こる前に、防災の打ち合わせ等をしたい。避難訓練も必要。
- * 一次避難所を経由せず、直接福祉避難所に行けるようにしてほしい。
- * 視覚障がい者に関わっている福祉課担当職員・民生児童委員・地域の支援者等が替わる時はきちんと引継ぎを行ってほしい。

④地域共生社会について

課 題

- * 介護保険と福祉の事業の移行について、制度が難しい。

⑤相談支援について

要 望

- * 3障がい（身体、知的、精神）、高齢者、それぞれに合った相談支援を希望する。

⑤その他

課 題

- * 手話通訳者が高齢化している。若い担い手が必要。
- * 事故が起きたとき電話で伝えることができない。
- * 会員の高齢化、新規会員が増えないことにより、会が縮小している。

要 望

- * 筆談をする際には簡単に簡潔に書いてほしい。
- * 運転中に救急車が来てもわからないため、音を感知して知らせしてくれる装置などがあるとよい。
- * 視覚障がい者は移動が困難なため現地に出向くことができない。生涯学習等の申し込みや受講料支払い等はメールや振り込みにしてほしい。
- * 親亡き後のことが心配であるため、親が元気なうちに準備しておく必要がある。金銭管理や本人の支援について、成年後見制度等の制度を使うのみでなく、行政が介入し、個々に合った支援について一緒に考えてほしい。
- * 虫歯や歯周病など、口腔内の課題が多い。訪問歯科診療の対象範囲の拡大を希望。

6. 障がい児親の会からの意見聴取

団体名	実施日
はこべの会（障がい児親の会）	5月22日
ぴかそくらぶ（発達障がい児親の会）	5月17日

①障がい福祉サービス、社会資源について

- *本人に合わせた支援計画を立ててもらっていてありがたい。
- *家族が大変な時に泊まりで預けられるサービスがあると良い。
- *高校卒業後、自宅近くの事業所の選択肢が増えると良い。
- *就労できなくても生活介護の中で作業的なことを取り入れて目標ある支援を行ってほしい。生活介護と就労継続支援B型の事業所の間くらいのサービスがあると良い
- *事業所は多くできているが、本人に合った事業所の決定が難しい
- *学校卒業後、福祉サービスを利用すると、おおむね9時30分前と、14時30分以降のサービスがない為、保護者が働けなくなるという現実がある。何らかの補助があると良い。
- *親と子が一緒に過ごせる施設（GH含む）ができると良い
- *親なき後、本人らしく安心して（虐待等なく）預けられる場所があると良い
- *放課後デイに興味はあっても、「見知らぬ集団に入れるのだろうか」「放課後は疲れているけど大丈夫なのか」「慣れるまでの付き添いが必要となると仕事を休まねば」等々の不安があり、利用するのにハードルが高く感じてしまう。事業所の見学会があると良い。
- *小学校高学年以降は、個別支援が大切。個別支援のできるサービスがあると良い。
- *特性を理解してくれる支援者を増やしてほしい。

②教育について

- *不登校の児童生徒の居場所が必要
- *特別支援学校のスクールバスは高等部以降も希望に沿って利用できると良い。
- *特別支援学校の寄宿舎は自立の力をつけるのに最適である為、希望する家庭が入れるようにしてほしい。

③保護者支援について

- *子育て支援センターは障がいがあると分かると行きづらくなる。安心して相談できる場所が必要。
- *親同士のつながりの場が必要。

7. 障がい福祉サービス・障がい児通所サービス事業所からの意見聴取

団体名	実施日
ワズ (児)	5月17日
笑明日 (児・者)	5月30日
岩井屋 (児・者)	5月31日
みまき福祉会 (者)	6月6日
ちいさがた福祉会 (者)	6月12日
プラスモア (者)	6月21日
リカバリー (者)	6月22日
ひまわりの丘 (者)	6月23日

①障がい福祉サービス、社会資源について

課題

- * 令和5年4月から放課後デイサービスの人員基準が厳しくなり、今後の人員確保に苦慮しそうである。
- * 居宅介護・行動援護・同行援護等の訪問支援を行える事業所及び人材不足。事業所に依頼がたくさん来るが、簡単に受けられない。生活支援で手一杯な状況であり、余暇支援を受けられない。
- * 強度行動障がい児の受け入れについて、職員配置が厳しく、毎日の受け入れが困難。
- * 障がい者本人のみでなく、家族全体の支援が必要である。
- * グループホームと地域の関りが希薄である。
- * グループホームを出て、自宅や一般のアパート等で一人暮らしをする力があっても、居宅介護が不足しているため移行ができない。また、居宅介護の不足により、一人暮らしの継続が困難になってしまうため、今後グループホームが足りなくなる可能性がある。
- * 障がい者年金+就労継続支援 A 型の収入で満足をしてしまい、就労継続支援 A 型からの一般就労については、なかなかつながらない。
- * 生活課題が大きく、生活が崩れると作業（仕事）に大きく影響してしまうが、就労支援時以外の生活課題（プライベート）についてどこまで踏み込んで良いのか支援に悩む。
- * タイムケアや日中一時支援事業等、時間外の預かり支援の単価が安く、人件費に見合っていない。
- * 精神障がい者は体調が安定しないことや規定通りに働くことが難しい人が多いため、希望はあっても一般就労や就労継続支援 A 型の規定を満たすのが難しく、就労継続支援 B 型を選択せざるを得ない状況にある。
- * 不登校の児童は来所時に個別対応をすることが多いが、利用が安定しないことが多いため、職員配置の課題がある。
- * 強度行動障がい児の18歳以降の居場所が課題。受け入れ可能な生活介護の事業所が不足している。

要望

- * 強度行動障がい児の対応は東御市全体の事業所と行政でサービス調整（会議）を行うことはできないか。
- * 医療との連携が必要な強度行動障がい児・者の受け入れ先を増やしてほしい。
- * 保育園と並行通園の場合、給食費をどちらも払うことになり保護者の負担が大きいのではないかと。並行通園をしている家庭は利用日数で日割り計算してもらえたら良いと思う。
- * 集団は難しいが個別なら来れる人もいる。また、生活介護と就労継続支援 B 型の中間のような少人数サービスがあれば良いと思う。

- *送迎を使わず個人で自家用車を利用して通所する人への補助や配偶者の収入があり、利用料が発生する人への補助を検討できないか。
- *日中活動場所を変えずに入居できる場所の確保が必要。特に医療連携のできる施設を検討してほしい。
- *親亡き後を見据えて、グループホームが必要である。商店街の空き店舗を活用すれば、地域の支え合い、商店街の活性化、高齢者・障がい者の共生社会の実現等につながるのではないか。
- *身体障がい者専用のグループホーム及び夜間の居場所的支援が必要である。
- *介護保険に切り替わる年齢である65歳になっても、障がい福祉サービスを継続して利用できるよう、特例制度を検討できないか。
- *障がいの特性により精神障がい者は継続した通所が難しいことがあるため、精神障がいに特化した事業所があるとありがたい。また、精神障がいの方は外で仕事したい方が多いため、農作業ができればよいと思うが、支援者側が農業できないので指導が難しい。農福連携の推進により、精神障がい者の働く場が増えると良い。により面があるもマッチングがうまくいけばと思う。
- *市の体育館が無料になれば、人数を分散させるなどの支援の工夫ができ、活動の幅が広がる。

②相談支援について

課題

- *相談支援事業所、相談支援専門員は不足している。1人の相談支援専門員が受け持つ数が多く、また、重い人にかかりきりになってしまう。よくやってくれる人ほど担当数が多くなったり、負荷がかかっている状況。
- *行政と役割分担をしながら、親に寄り添いつつ必要な助言ができるような相談支援の質の向上が求められる。

要望

- *相談支援事業所の役割が非常に大きい。
- *相談支援専門員やケアマネの質が重要。関わる人によってその人の人生が左右されることのないようにしてほしい。
- *就労継続支援B型を利用するにあたり、居場所的などころかしっかり仕事するところかなどどうい事業所なのか情報があると助かる。
- *家族の形態が多様化しているため、集中的に家庭支援ができる加算を検討することが必要

③障がいの理解について

要望

- *地域の方が障がいの理解を深めるためには、日頃の交流が必要である。
- *障がいのある人がどんな生活をしているのか、サービスの違いなど地域の住民は知らないことやわからないことが多いため、啓発活動を活発におこなって欲しい。

④地域共生社会について

課題

- *居宅介護について、介護と障がいの単価が違いすぎる。そのため、障がい者にサービスを入れたくても介護のサービスの方を優先されがちになってしまう。
- *親と同居している方が多く、親の年金で生活している方もいるため、親亡き後のことが課題である。
- *家族もみな障がいがあったり、家庭自体に課題があることも増えている。

要 望

* 居宅介護利用者で 65 歳を迎え介護保険に移行する場合の連携について、相談支援とケアマネの前も
っての連携、両方のサービスを利用する場合の連携を今後も実施してほしい。

⑤移動支援について

課 題

* 人混み苦手、切符が買えない、1対1でないと対応できないなどの特性ある方もおり、公共交通
機関を使うのが難しい方が多い。また、親亡き後に独居となり、車の運転ができず生活が成り立
たなくなる方も多い。

要 望

* タクシーより気軽に使える移動支援を希望されている方が多い。

⑤その他

課 題

* 年金を希望される方多いが申請までのハードルも高い。障がい認定日までの間の収入もない。

要 望

* 障がい者や高齢者が湯の丸のプールをできるように充実させてほしい。